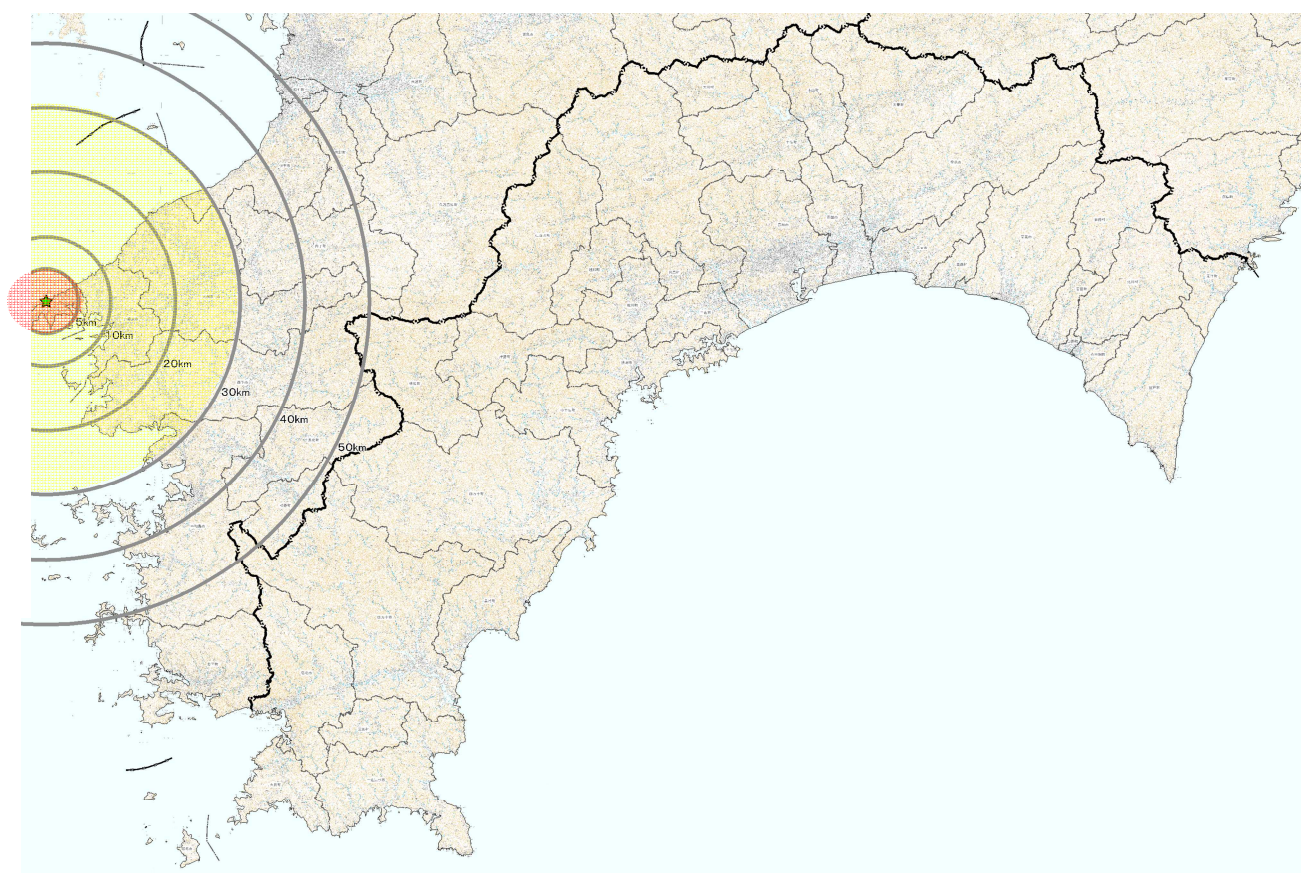


高知県原子力災害避難等実施計画



平成30年5月
高知県

< Ver . 2 >

<目 次>

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 本県のこれまでの原子力災害対策	1
3 計画の目的、ポイント	1
4 計画の対象地域	2
5 計画の見直し	2
第2章 情報収集・伝達・広報	3
I 基本的考え方	3
1 四国電力との連携	3
2 愛媛県との連携	4
II 情報収集・伝達	5
1 情報収集体制	5
2 事故発生後の情報収集・伝達	6
3 収集及び提供する情報の内容等	6
4 愛媛県災害対策本部（又はオフサイトセンター）における情報収集、情報伝達	7
5 A区分の事象等が発生した場合	7
6 情報伝達の流れ	7
III 住民等への情報伝達・広報	10
1 住民等への情報伝達・広報系統図	10
2 住民等への情報伝達	11
3 広報活動	12
4 住民からの問い合わせ窓口の設置	15
5 広報文例	15
第3章 モニタリング	17
I 平常時モニタリング	17
1 基本的考え方	17
2 目的	17
3 実施体制	17
4 実施内容	18
5 モニタリング要員の育成	20
II 緊急時モニタリング	21
1 基本的考え方	21
2 目的	21
3 実施体制	21
4 実施内容	23
第4章 防護措置	27
I 基本的考え方	27
1 被ばくの低減	27
2 主な防護措置	27

II	屋内退避・避難等の基準	28
1	屋内退避	28
2	一時移転	28
3	避難	28
III	屋内退避の手順	29
1	事前の準備	29
2	屋内退避の指示と市町村への伝達	29
3	屋内退避の手順	30
4	屋内退避の解除	30
5	屋内退避のあり方の見直し	31
IV	避難等の手順	31
1	基本的考え方	31
2	事前の準備	32
3	避難等の指示と市町村等への伝達	33
4	避難等の手順	33
5	避難等の解除	36
V	四万十市及び梶原町から避難する際の主なルート	37
1	四万十市から避難する際の主なルート	38
2	梶原町から避難する際の主なルート	39

第5章	緊急時の保健医療	40
I	安定ヨウ素剤の配布・服用	40
1	基本的考え方	40
2	服用の指示等	40
3	搬送	40
II	健康相談及びスクリーニング	40
1	健康相談窓口	41
2	避難所等での対応（集団説明と問診及び個別相談）	41
3	スクリーニングの実施	42

第6章	飲食物の摂取制限等	44
1	基本的考え方	44
2	飲食物、地域生産物の摂取制限等の実施基準	44
3	飲食物の摂取制限等の手順	45
4	地域生産物の摂取制限等の手順	47
5	県民への周知等	48
6	食品等の供給	48

第7章	広域連携	51
1	他の都道府県への応援要請	51
2	愛媛県からの避難者の受入れ	53

＜資料編＞

1	高知県原子力災害対策行動計画における配備と対応の概要	56
2	O I L（運用上の介入レベル）と防護措置について	58
3	各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて	62
4	防護措置実施のフロー例（原子力災害対策指針）	66
5	伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書について	68
6	原子力災害時の関係機関への連絡一覧表	70
7	情報収集・伝達・広報 様式1～4	74
8	広報例文	80
9	モニタリング	88
(1)	別表1～7	88
(2)	様式1～8	96
10	各市町村避難所等候補施設数及び収容人数（暫定値）	108
11	四万十市・梶原町・管轄消防機関及び民間バス事業者の車両保有台数	110
12	ヘリコプター離着陸場適地一覧（四万十市西土佐地区・梶原町）	112
13	スクリーニングの実施手順	114
14	飲食物等に係る出荷制限の要請団体一覧表	124
15	摂取制限等に係る各種要請文	130

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

平成23年の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、当時の原子力災害に対する防災指針（「原子力施設等の防災対策について」）で定められた防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（半径8～10km）を超えた広範囲な地域に放射性物質が拡散した。

放射性物質の拡散は、震災からの復旧の妨げとなるだけでなく住民生活や産業に甚大な影響を及ぼしたことから、国はこの防災指針を見直すこととし、平成24年3月に中間とりまとめを示した上で、同年10月に「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を策定した。

この指針では、原子力発電所から概ね半径30kmを原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）とし、原子力事業者、国及び地方公共団体において原子力災害に特有な対策を講ずることとするとともに、プルーム（放射性物質を含んだ空気の一団）通過に備えた防護措置を実施する地域（P P A：原子力発電所から概ね半径50kmの範囲。）の概念も示した（平成27年4月の指針の改定によりP P Aに関する記述は削除。）。

2 本県のこれまでの原子力災害対策

本県は、最寄りの原子力発電所（伊方発電所）から最も近い県境で約45kmにあり、重点区域の範囲外ではあるが、平成24年12月に高知県地域防災計画「火災及び事故災害対策編」を修正し、愛媛県に所在する伊方発電所に万が一の事故が発生し、放射性物質の拡散の影響が本県に及ぶことを想定した災害対策を盛り込み、原子力防災対策の専門的、技術的な指針の知見を踏まえて、県や関係機関のとるべき基本的事項を新たに定めた。

さらには、県や関係機関が実施すべき具体的な行動を定め、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とした「高知県原子力災害対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を平成26年9月に策定し、原子力災害の各段階における体制の整備等の事前対策、災害の態様に応じた応急対策及び復旧対策を定めた。

3 計画の目的、ポイント

本計画は、危機管理上の観点から、県や市町村、関係機関が迅速かつ的確な防護措置を実施することにより、原子力災害から県民の生命及び身体を守ることを目的とする。

国の指針においては、原子力発電所から概ね半径30kmを重点区域とし、原子力災害に特有な対策を講ずることとしており、重点区域の範囲外での防護対策については、国が指示を出すこととなっている。

本計画は、伊方発電所の再稼働を念頭におき、地域防災計画及び行動計画、並びに国の指針及び平成27年3月に国が示した「U P Z外の防護対策について」に基づいた上で、万が一の事故の際、本県にも放射性物質が到達し一定の放射線量となる事態を敢えて想定するとともに、国からの防護措置等の指示があった場合に速やかに実効性ある防護措置が実施できるよう、県関係機関のとるべきより具体的な手順をまとめたものである。

また、南海トラフ地震等の大規模複合災害の発生を前提としつつ、現在、本県で取り組みを進めている建物の耐震化や道路の防災対策、応急救助機関との連携といった南海トラ

フ地震対策を推進することで、本計画における避難対策等の実効性が向上するものと考えている。

4 計画の対象地域

本計画は、半径 50 km の地域（四万十市及び梶原町の一部）やその近接地での実施を想定するが、気象条件などによっては放射性物質がより広範囲に到達する可能性もあること、さらには県域や市町村域を越えた広域的な対応が求められることから、対象地域を県内全域とした。

なお、平成 28 年 6 月に避難計画を策定した四万十市、梶原町からの広域の避難にも対応した計画としている。

5 計画の見直し

本計画は、原子力災害対策に関する法令や指針その他の専門的・技術的ガイドライン等が改定された場合、適宜見直しを行うこととする。

また、計画に基づいた各種訓練を実施し、検証するとともに、南海トラフ地震対策の取り組み内容を反映させるなど必要な見直しを行い、避難対策等の実効性を高めていくこととする。

第2章 情報収集・伝達・広報

本章は、高知県地域防災計画及び行動計画に基づき、原子力災害発生時における事故状況と関連する情報の収集、関係機関への情報伝達及び住民等への広報活動を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

I 基本的考え方

高知県地域防災計画及び行動計画において、事故時に影響を及ぼすおそれのある原子力発電所は、愛媛県に所在する四国電力(株)伊方発電所を想定している。万が一の事故の場合に、県民の安全、安心を確保するため、伊方発電所で起こる異常事象について、本県としても速やかに情報収集し、県民に情報提供を行っていく。

1 四国電力との連携

原子力事業者である四国電力からは、異常事態が発生した際に以下のとおり情報提供を受けるとともに、相互に協力して原子力災害に対応できるよう、通報連絡体制の整備及び充実に努める。

(1) 「A区分事象」の通報連絡

四国電力は、愛媛県の「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」で定めるA区分に該当する事象が発生した場合は、公表すると同時に本県へも連絡を行う。また、四国電力が定める伊方発電所での非常準備体制の発令基準に該当する事象は、A区分の「その他特に重要と認められる事態」として取り扱う。

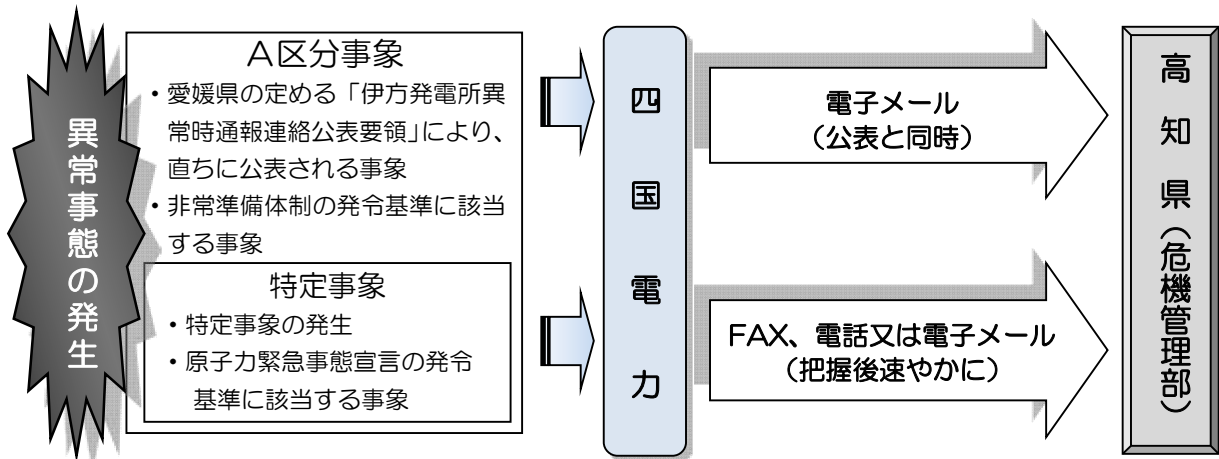
これらの連絡は、四国電力が本県（危機管理部）に電子メールで行う。

(2) 特定事象を把握した後の通報連絡

四国電力は、「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する特定事象を把握した場合には、速やかに本県へ連絡する。

特定事象の発生後、事態が収束するまでの間、四国電力は、事態の進展に応じ、本県へ連絡する。

これらの連絡は、四国電力が本県（危機管理部）にFAX、電話又は電子メールで行う。



※連絡イメージ

伊方発電所異常時通報連絡公表要領に基づく公表事項等

区分	内 容	公表時期
A	(1) 伊方発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（愛媛県及び伊方町と四国電力とで締結）第 11 条第 2 項第 1 号から第 10 号（※）までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度 5 弱以上又は発電所で 20 ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音が発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏洩したとき（周辺環境に影響を与えないものを除く） (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表
B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	48 時間以内に公表
C	A及びB以外の事項	毎月 10 日に前月分を公表

※資料編「伊方発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書について」を参照

2 愛媛県との連携

愛媛県で災害対策本部が設置されたときは、本県から情報連絡要員を愛媛県の災害対策本部又は対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という）に派遣し、情報の収集及び支援等の調整を行う。

II 情報収集・伝達

本節は、原子力災害に係る国や四国電力からの情報収集、並びに市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関及び県庁内関係課への情報伝達について定める。

1 情報収集体制

本県が、四国電力からA区分事象の発生のお知らせを受けたとき、又は指針に示される原子力施設の緊急事態区分の警戒事態に該当する事象の発生を把握したときに情報収集体制をとる。

■ 配備体制と配備基準等

フェーズ(※1)	配備基準	配備体制
フェーズ0	伊方発電所におけるA区分事象(※2)発生の通報連絡を受けたとき、又は警戒事態(※3)に該当する事象の発生を把握したとき	危機管理部による情報収集体制
フェーズ1	施設敷地緊急事態(※3)に該当する事象の発生を把握したとき	危機管理部及び健康政策部並びに危機管理連絡員による厳重警戒体制 【風水害時等の第2配備】
フェーズ2	全面緊急事態(※3)に該当する事象の発生を把握したとき、又は、知事が必要と判断したとき	災害対策本部体制 【風水害の第3配備】 *防護措置の準備体制
フェーズ3	ブルームが本県を通過することが見込まれたとき、又は、知事が必要と判断したとき	災害対策本部体制 【風水害の第4配備】 *防護措置の実施体制

○ 県内で地震、津波及び風水害等の自然災害と原子力災害が複合的に発生した場合は、地域防災計画の定めに従い、その災害に応じた対応をとることとする。

また、複合災害時には、地震、津波等の先発災害に多くの要員を動員し、後発災害である原子力災害に対応すべき要員の不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることも想定し、早期に国や県外等を含めた広域的な応援要請を行うこととする。

(※1) 各フェーズについては、資料編「高知県原子力災害対策行動計画における配備と対応の概要」を参照

(※2) 伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領における区分のAに該当する事象

(※3) 指針に示された原子力施設の緊急事態区分(資料編「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」を参照)

2 事故発生後の情報収集・伝達

(1) 事故の発生情報の入手後は、愛媛県、国及び四国電力との連携を密にし、常に最新の状況把握に努める。

- 情報収集先 ①愛媛県：原子力安全対策課（電話）089-912-2340
②国：原子力規制庁（電話）03-3581-3352
③四国電力：高知支店広報課（電話）088-822-9211

(2) 愛媛県への職員の派遣

ア 伊方発電所の事故を受け、愛媛県で災害対策本部が設置されたとき又は設置が見込まれるときは、情報の収集及び愛媛県からの避難者の受け入れや支援等についての調整を行うために、本県から情報連絡要員を愛媛県災害対策本部又はオフサイトセンターに派遣し、第2章Ⅱ-3の①から⑤までの情報項目について、迅速な情報収集と県への情報連絡を行う。

イ 職員派遣に際しては、JR、高速バス等の公共交通機関や公用車、自家用車を利用する。それらが困難な場合は、防災ヘリコプターの利用を検討する。

(3) 収集した事故情報等は、必要に応じて市町村等関係機関へ迅速かつ確実に情報伝達を行う。

(4) 市町村、消防、その他関係機関と連絡を密にし、各々が行う応急対策活動の状況等を把握し、必要に応じて情報共有のための情報提供を行う。

3 収集及び提供する情報の内容等

事故発生後の情報収集は、県が行う。

また、情報の提供、伝達は、第2章Ⅱ-5、6により実施するが、収集及び提供する情報項目等は、次のとおり。

<情報の項目（内容）>

- ①原子力災害の状況
 - ・発電所の事故の状況
 - ・愛媛県及び電力事業者の行う緊急時モニタリング結果
- ②気象予測情報
- ③愛媛県が講じている対策
 - ・住民避難の状況
 - ・緊急被ばく医療の状況
 - ・その他災害応急対策の実施状況
 - ・農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限の状況
- ④愛媛県下の空間放射線量率（緊急時モニタリング結果）
- ⑤愛媛県の市町が講じている対策

- ⑥県内の市町村が講じている対策
- ⑦その他県及び各市町村が必要と認められる情報

※現在、国及び全国知事会において、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEED I）の活用方法や新たな放射性物質の拡散予測方法について検討されている。その検討結果を待って本県での活用策を判断する。

4 愛媛県災害対策本部（又はオフサイトセンター）における情報収集、情報伝達

（1）情報収集

愛媛県災害対策本部（又はオフサイトセンター）では、主に下記の情報を収集する。

- ①事故や住民避難の状況
- ②気象状況や、愛媛県内の空間放射線量率等高知県への影響に関すること。
- ③愛媛県の対応状況（高知県への受入れ要請の検討情報を含む）
- ④災害対策本部（又はオフサイトセンター）内の全般的な動き（各機関の活動状況等）
- ⑤原子力災害合同対策協議会又は愛媛県災害対策本部会議、現地災害対策本部会議の配布資料（プレスリリース資料、広報文、地区ごとの避難状況等）

（2）情報伝達

愛媛県災害対策本部（又はオフサイトセンター）から高知県までの情報伝達は、FAX（様式1（資料編「情報収集・伝達・広報」を参照））、電話及び電子メールにより行うものとする。

【送り先】

- FAX：088-823-9253（危機管理・防災課）
- 電話：088-823-9311（　　　　　〃　　　　　）
- 088-823-9320（　　　　　〃　　　　　）
- 電子メール：010101@ken.pref.kochi.lg.jp（　　　　　〃　　　　　）

5 A区分の事象等が発生した場合

A区分の事象（A-（2）-イ等、県民生活に影響が認められない場合を除く。）又は指針に示される原子力施設の「緊急事態区分」の警戒事態に該当する事象等が発生した場合など、四国電力及び愛媛県において直ちに公表を要する事象が発生した場合の関係機関への情報伝達の対応は、第2章Ⅱ-6により対応するものとする。

6 情報伝達の流れ

（1）四国電力からの情報

伊方発電所の異常事象に関する四国電力からの情報は、FAX、電話又は電子メールにより受信する。

(2) 関係機関への情報伝達（「情報連絡系統」を参照）

次の関係機関への情報伝達は、防災行政無線、電子メール及び電話・FAXなどの確実に伝達できる手段にて行うこととする。

ア 市町村、消防本部、防災関係機関（県警、自衛隊、海上保安部等）、関係各課への伝達

様式2（資料編「情報収集・伝達・広報」を参照）により、直ちに情報伝達を行う。第2報以降も同様。

イ 異常事象の状況により、高知県から報道発表すべきと判断した場合

様式3（資料編「情報収集・伝達・広報」を参照）により、報道機関へ情報提供を行う。

(3) 高知県ホームページでの情報提供

県ホームページの「新着情報」及び危機管理・防災課のホームページに次のとおり掲載する。

（掲載例）

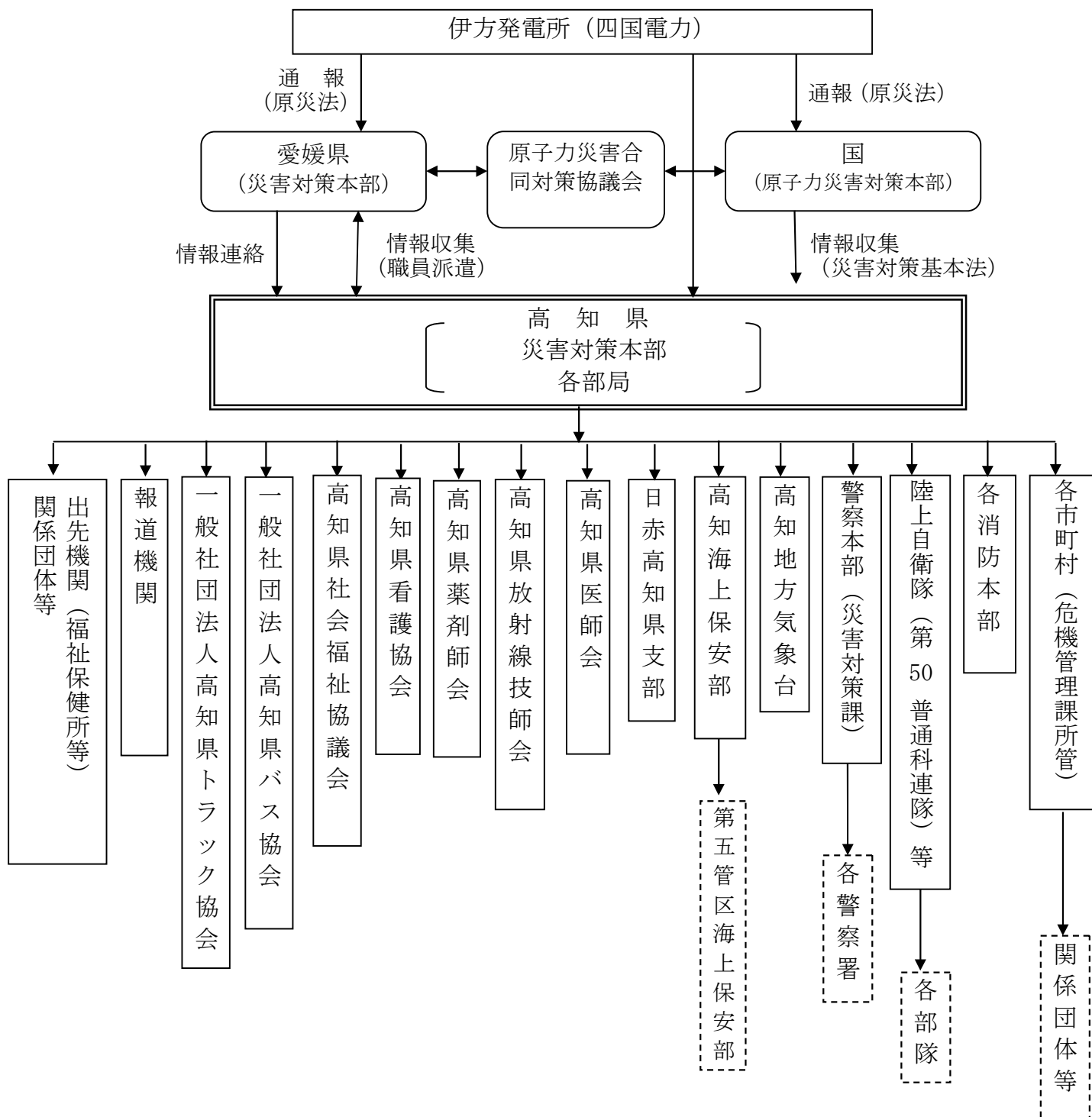
「伊方発電所からの異常通報連絡関係（愛媛県公表資料）」

伊方発電所からの異常通報連絡に関して、愛媛県が原子力情報ホームページで公表しましたのでお知らせします。

◆平成〇〇年××月△△日 〇時×分愛媛県公表（A区分）

伊方〇号機の・・・・・・について（PDFファイルを添付）

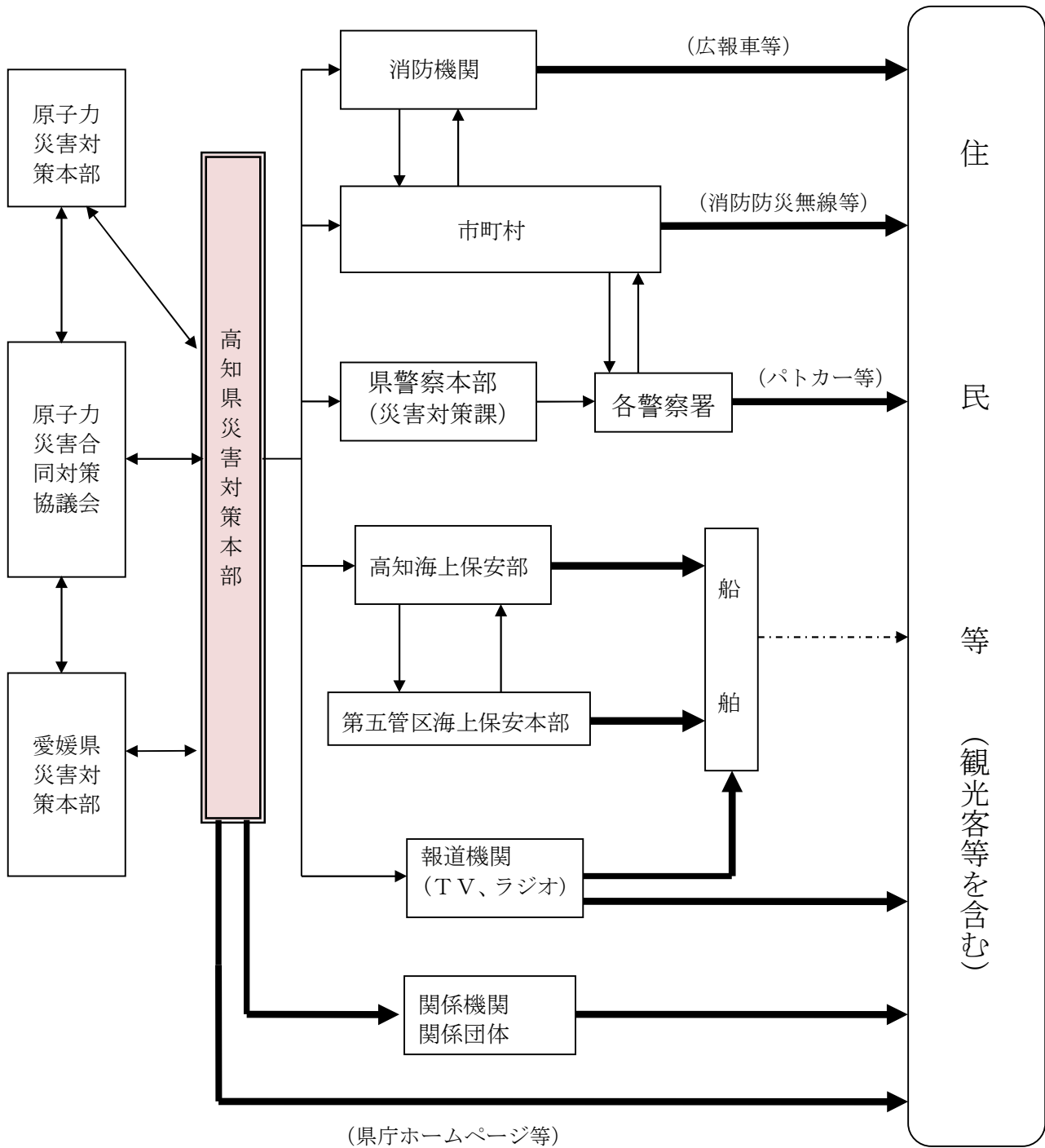
■ 情報連絡系統



Ⅲ 住民等への情報伝達・広報

1 住民等への情報伝達・広報系統図

原子力災害発生時における住民等への情報伝達と広報活動の流れは、下図のとおり。



2 住民等への情報伝達

(1) 情報伝達する事項

住民等への情報伝達については、緊急時における住民等の心理的動揺、混乱をおさえるため適切に行う必要がある。そのため、屋内退避や、一時移転又は避難（以下「避難等」という。）の指示といった情報の内容や時期については、あらかじめ愛媛県災害対策本部又はオフサイトセンター内の原子力災害合同対策協議会と十分に調整を行い、様式4（資料編「情報収集・伝達・広報」を参照）により関係機関に住民等への情報伝達、広報に関する指示を行う。

ア 屋内退避、避難等の指示の伝達

(ア) 屋内退避の指示等の伝達

- a 内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、ブルームが到達する可能性のある区域の住民に対して「屋内退避」を指示する可能性がある旨を伝達する。
- b 原子力施設の状況や、敷地境界付近のモニタリング結果、高知地方気象台による風向・風速等気象情報の予測等に応じて原子力災害合同対策協議会と協議を行う。
- c bの協議により屋内退避の防護措置が必要と判断された場合は、国（原子力災害対策本部）に対して屋内退避指示の発出を求める。
※屋内退避の実施基準については、現在、指針において示されていない。このため、今後の国の検討結果を踏まえて屋内退避のあり方を見直していく。
- d 国からの屋内退避指示を受領した場合は、次のとおり関係市町村及び対象住民へ伝達する。
 - ①速やかに屋内退避の指示区域となる市町村に指示を伝達する。
 - ②第2章Ⅲ-2-(2)により、速やかに住民等への情報伝達を行う。

(イ) 避難等の指示の伝達

- a 緊急時モニタリングの結果から、空間放射線量率が指針に規定する基準（O I L 2 : $20 \mu \text{Sv/h}$ ）を超過した場合、原子力災害合同対策協議会と協議を行う。
- b aの協議により避難等の防護措置が必要と判断された場合は、国から避難等の指示が発出される。
- c 国からの避難等の指示を受領した場合は、次のとおり関係市町村及び対象住民へ伝達する。
 - ①速やかに避難等の指示区域となる市町村に指示を伝達し、避難等の場所の確保を要請する。
 - ②併せて市町村に対して住民への情報伝達、広報の実施を要請するとともに、県として住民等への情報伝達を行う。
- d 避難等の指示に際しては、避難等の対象区域及び市町村又は県の選定した

避難等の施設名を明示する。

イ 安定ヨウ素剤服用指示の伝達

安定ヨウ素剤の配布、服用が決定され、国から服用の指示が出された場合は、次のとおり関係市町村及び対象住民へ伝達する。

①速やかに服用の指示区域となる市町村に対し服用指示の伝達を行う。

②第2章Ⅲ-2-(2)により、速やかに住民等への情報伝達を行う。

ウ 飲食物・飲料水の摂取制限等の伝達

国の指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限を実施する場合は、その対象地域、食品の品目等について、下記(2)により、住民等への情報伝達を行う。

(2) 情報伝達の手段等

住民等への情報伝達にあたっては、予め準備した別紙様式(資料編「情報収集・伝達・広報」を参照)を活用し、次に掲げる方法などあらゆる手段を用いて、迅速かつ的確な伝達を行う。

ア 防災行政無線、エリアメール、広報車等による情報伝達

(ア) 防護措置の指示区域となる市町村(消防本部を含む。)に対して防災行政無線やエリアメール等による情報伝達・伝達内容の周知を要請する。

(イ) 原子炉からの放射性物質放出後は、周辺のモニタリング結果や風向等の気象情報を考慮し、広報車等を利用した屋外での広報の要請を判断する。

イ テレビ、ラジオによる情報伝達

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県政記者クラブを通じて緊急放送による県民への情報伝達を要請する。

ウ 県ホームページへの掲載

エ ツイッター、Facebookの発信

オ その他

防災ヘリコプターによる上空からの呼びかけなど

3 広報活動

原子力災害については、放射性物質の影響が五感に感じられないという特殊性を有することから、住民等の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、情報の速やかな公表、広報活動を行う。

また、広報する内容はあらかじめ愛媛県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議

会と十分に調整を行う。

(1) 広報事項

災害の規模や態様に応じて、次の事項について広報を行う。

①事故・災害の概況

②応急対策の状況

- ・モニタリングの概況（測定結果の分析・評価）
- ・県及び市町村が講じている施策の状況
- ・農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等

③災害対策本部の設置

④応急対策において住民が実施すべき事項

⑤不安解消のための住民への呼びかけ

⑥屋内退避や避難等を円滑に行うための協力呼びかけ

⑦その他必要な事項

(2) 広報にあたっての留意事項

①住民広報は、対象地区と対象外地区を区別することなく、県内一律の広報を原則とする。

②県民や地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速かつ時宜を得た広報を行う。

③明瞭、簡潔に事実（分からないという事実も含めて）を伝える。

④重要な事項については、可能な限り多数の媒体を通じて繰り返し伝える。

⑤住民等の不安解消に努めるため、事態に変化がなくても、一定時間ごとに広報を行う。

(3) 広報の手段とその手順

ア 報道機関への協力要請

(ア) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、県政記者クラブを通じて情報及び資料の提供を行い、広報について協力を要請する。

(イ) 必要に応じて記者発表を行う。

(ウ) Lアラートを活用して情報提供を行う。

イ 県・市町村による広報

(ア) 広報車

a 防護措置の指示区域となる市町村（消防本部を含む。）に対して広報車等による広報を要請する。

b 原子炉からの放射性物質放出後は、周辺のモニタリング結果や風向等の気象情報を考慮して、広報車等を利用した屋外での広報の要請について判断する。

(イ) テレビ、ラジオ
県の広報番組を活用して、広報を行う。

(ウ) 県ホームページへの掲載

(エ) ツイッター、Facebookの発信

(4) 広報実施の時期

①伊方発電所が緊急事態区分等に至った場合
(警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等)

広報種別	内容	
トラブル、 事故、災害 時広報	フェーズ0	原災法第10条に至らないトラブル等が発生している段階（警戒事態）
	フェーズ1	原災法第10条に定める特定事象が発生している段階（施設敷地緊急事態）
	フェーズ2	原災法第15条に定める特定事象が発生している段階（全面緊急事態）
	フェーズ3	屋内退避等の防護措置を実施する段階
地震対応時 広報	地震発生時の発電所の状況（稼働状況や地震の影響等）	

【フェーズ0（原災法第10条通報未満）】

- フェーズ0では、本県に影響がある可能性は低いことから、無用な混乱を避けるため、原則、住民への広報は行わないこととする。
- ただし、事故の程度や報道機関による報道状況、住民からの問い合わせ状況等を鑑みて広報を行うことが望ましい場合は、直ちに広報する。
- 一度広報を開始した後は、次のとおり広報を継続する。
 - ・事態が進展（悪化）した場合は、必ず広報する。
 - ・事態に変化がなくても、定期的に広報する。
 - ・事態が収束した場合は、必ず広報する。

【フェーズ1～3（原災法第10条通報以上）】

- フェーズ1以上については、必ず広報する。
- 一度広報を開始した後は、次のとおり広報を継続する。
 - ・事態が進展（悪化）した場合は、必ず広報する。
 - ・事態に変化がなくても、定期的に広報する。
 - ・事態が収束した場合は、必ず広報する。

- ②国及び愛媛県による緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報が公表された場合
- ③屋内退避、避難等や安定ヨウ素剤服用等、防護措置実施の要請又は指示が発出された場合
- ④その他広報を行うことが必要であると認められる場合

4 住民からの問い合わせ窓口の設置

伊方発電所に緊急事態が発生した場合、住民の不安解消のため、市町村及び防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置する。

(1) 設置時期

災害対策本部設置時（フェーズ2 全面緊急事態発生後）

(2) 設置場所

高知県庁舎内に専用の相談室を設置

(3) 活動体制

ア 総合相談窓口

相談内容：事故状況等、全般的事項に関すること

配 置：一般職員を配置

イ 健康相談窓口

相談内容：放射線・健康相談等に関すること

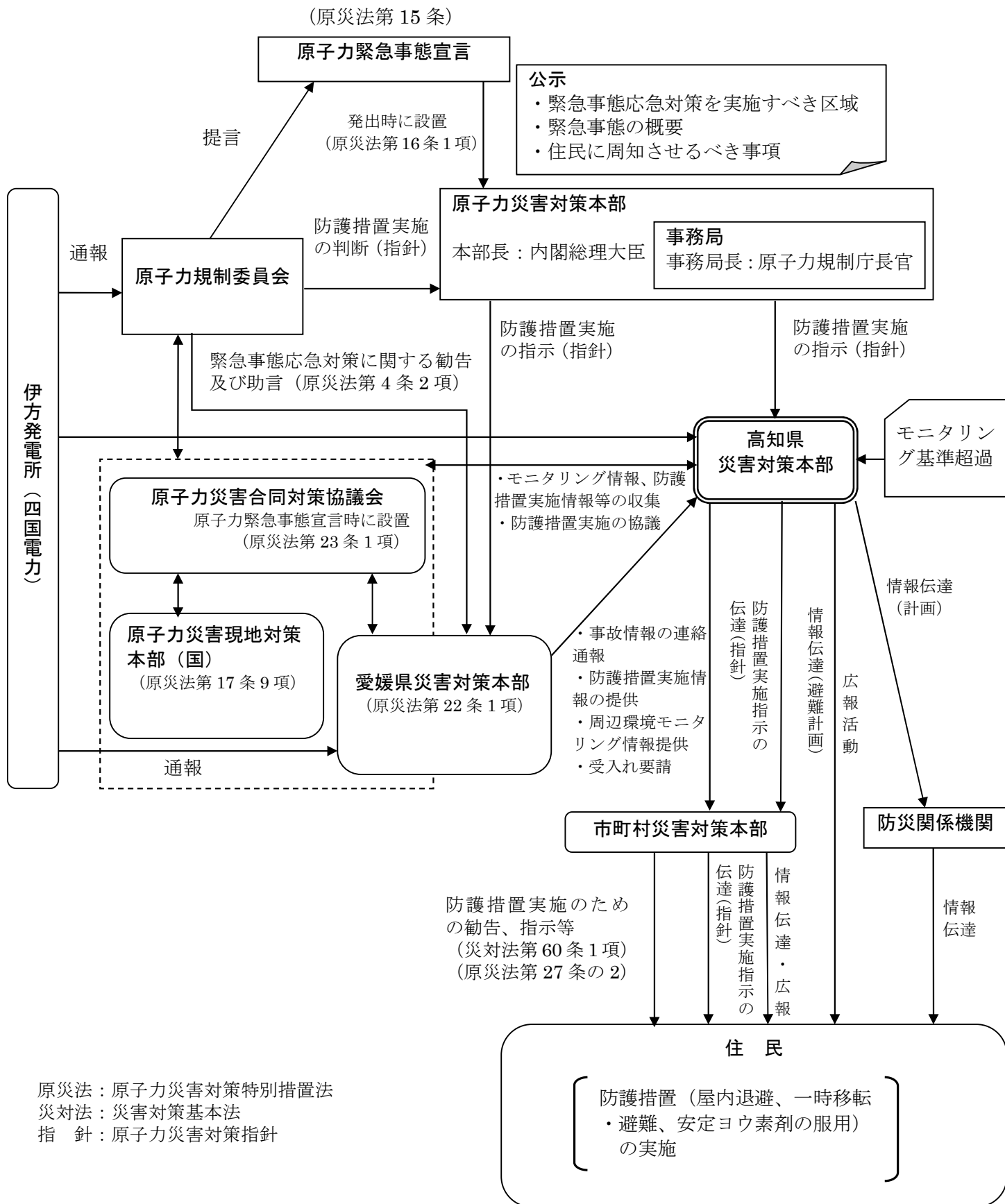
配 置：診療放射線技師、保健師等の医療専門職員を配置

（第5章-IIを参照）

5 広報文例

原子力発電所の事態進展や、環境中の放射性物質の測定結果等に応じた広報文例は、資料編「広報例文」のとおりである。防災行政無線、広報車等による広報については、この文例を参考に行う。

原子力災害時の情報収集・伝達・防護措置 実施体系図



原災法：原子力災害対策特別措置法
 災対法：災害対策基本法
 指 針：原子力災害対策指針

第3章 モニタリング

防災基本計画（原子力災害対策編）、指針、高知県地域防災計画及び行動計画に基づき、原子力防災対策を進める上で必要な環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）の実施事項を定める。

本県では、モニタリング実施体制を平常時と緊急時に区分し、平常時には県内8ヶ所に設置されている固定型モニタリングポスト及びサーベイメータによる継続的な測定・監視活動を行いつつ、緊急時には、緊急時モニタリング班による固定型モニタリングポストの監視及びサーベイメータを用いた測定によるモニタリングを実施する。

I 平常時モニタリング

1 基本的考え方

近隣の原子力発電所の緊急事態発生時における放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、平常時からモニタリングを実施し、測定結果を整理・保管する。

2 目的

- (1) 平常時における空間放射線量率及び環境中の放射性物質の濃度を把握する。
- (2) 緊急事態発生時におけるモニタリング実施体制を整備する。

3 実施体制

原子力災害発生後に、放射性物質又は放射線の放出による環境への影響を評価するため、平常時からモニタリングを実施し、測定結果を整理・保管する。

なお、現在県内には8か所に固定型モニタリングポストが設置されており、その測定結果は、高知県のホームページ（環境省ホームページへのリンク含む。）で確認することができる。

(1) 固定型モニタリングポストの設置場所

設置場所	測定地点	伊方発電所からの距離	設置者
梶原町太郎川	高岡郡梶原町太郎川	約 60 k m	環境省
中村高等技術学校	四万十市具同	約 79 k m	規制庁
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲	約 91 k m	〃
県保健衛生総合庁舎	高知市丸ノ内	約 114 k m	〃
中央東土木事務所本山事務所	長岡郡本山町本山	約 121 k m	〃
安芸広域公園里のゾーン	安芸市川北乙	約 149 k m	〃
梶原町坪野田地区	高岡郡梶原町坪野田	約 49 k m	高知県
西土佐中学校	四万十市西土佐用井	約 57 k m	〃

(2) モニタリング資機材等の整備・維持管理

別表1（資料編「モニタリング」を参照）に掲げる緊急時モニタリングに使用する資機材等を平常時から整備し保管する。

また、機材の校正及びクロスチェック等を定期的に行い、緊急時速やかに使用できるよう管理する。

4 実施内容

(1) モニタリングポストによる空間放射線量率の測定

・測定地点

前記3（1）に記載するモニタリングポスト設置場所で自動測定する。

・測定頻度 連続測定

・結果の公表 高知県のホームページ（環境省ホームページへのリンク含む。）において公表される。

高知県放射線モニタリングデータホームページ

<http://kochigensiryoku-bousai.jp/>

(2) サーベイメータによる空間放射線量率の測定

ア モニタリングポストを設置していない地域の空間放射線量率を把握するため、福祉保健所及び衛生研究所が地上1 mでサーベイメータによる空間放射線量率の測定を行う。

・測定地点 6ヶ所

測定機関	測定場所	測定地点
安芸福祉保健所	安芸福祉保健所 駐車場	安芸市矢ノ丸1-4-36
中央東福祉保健所	中央東福祉保健所 駐車場	香美市土佐山田町山田1128-1
衛生研究所	高知城公園すべり山	高知市丸ノ内1-2
中央西福祉保健所	高知県立農業大学校	いの町波川234
須崎福祉保健所	須崎福祉保健所前 川端シンボルロード	須崎市東糺町
幡多福祉保健所	幡多福祉保健所 駐車場	四万十市中村山手通19

・測定頻度 年4回（3か月ごと）

・結果の公表 衛生研究所のホームページにおいて公表する。

イ 伊方発電所から概ね50kmの距離に一部の地域が所在する4市町において、空間放射線量率を把握するため、地上1 mでサーベイメータによる空間放射線量率の測定を行う。

・測定地点 16ヶ所

測定機関	市町名	測定地点	測定場所	
須崎福祉保健所	梶原町	富永	富永 1-2	旧四万川小学校グラウンド
		川西路	川西路 2352-1	維新の門
		越知面	田野々1285	旧越知面小学校グラウンド
		松原	松原 275	旧松原小学校グラウンド
	四万十町	古城	古城 867-1	旧古城小学校グラウンド
		十和川口	十川 153-1	四万十町十和総合支所駐車場
		大井川	大井川 2359-1	ヘリポート
	大正大奈路	大正大奈路 80	旧大奈路小学校グラウンド	

幡多福祉保健所	四万十市	江川崎	江川崎 2445-2	四万十市西土佐総合支所駐車場
		口屋内	口屋内下沢 76-12	口屋内郵便局前路上
		江川	江川 (国道 381 号) 君が淵駐車場	四万十市西土佐江川君が淵駐車場
		大宮	大宮 1762	四万十市国民健康保険大宮出張診療所前路上
	宿毛市	橋上	橋上町奥奈路	嶋之宮神社前路上
		宿毛	桜町 2-1	春長児童公園
		小筑紫	小筑紫町小筑紫 32-3	旧小筑紫小学校前路上
		平田	平田町戸内(工業団地内)	平田公園

- ・測定頻度 年2回(6か月ごと)
- ・結果の公表 衛生研究所のホームページにおいて公表する。

(3) 飲料水中の放射性物質の測定

- ・採水地点 4ヶ所

測定機関	市町名	測定簡易水道名	採水地点
須崎福祉保健所	梶原町	六丁	六丁簡易水道とび地松谷水源取水堰
	四万十町	地吉	地吉簡易水道取水地
幡多福祉保健所	四万十市	下方	西土佐西ケ方 広見川金刀比羅橋
	宿毛市	山北	山北下の谷川山北簡易水道取水堰

- ・測定頻度 年1回
- ・結果の公表 衛生研究所のホームページにおいて公表する。

(4) 大気中の放射性物質の測定

大気中の放射性物質の濃度を把握するため、衛生研究所において大気浮遊じんを採取し、Ge半導体検出器付核種分析装置によるγ線放出核種の測定を行う。

- ・測定地点 県保健衛生総合庁舎 高知市丸ノ内
- ・測定頻度 年4回(3か月ごと)
- ・結果の公表 衛生研究所のホームページにおいて公表する。

(5) その他環境試料中の放射性物質の測定

環境中の放射性物質の濃度を把握するため、環境試料を採取し、Ge半導体検出器付核種分析装置によるγ線放出核種の測定を行う。

- ・測定地点 県保健衛生総合庁舎 高知市丸ノ内
- ・環境試料 降下物、上水、土壌
- ・測定頻度 年1回 (ただし、降下物は月1回)
- ・結果の公表 衛生研究所のホームページにおいて公表する。

5 モニタリング要員の育成

モニタリングの実施手法を習得するため、衛生研究所及び環境研究センターの職員に分析専門機関等が実施する研修等を受講させるとともに、福祉保健所職員等を対象にした講習会を危機管理・防災課、健康長寿政策課及び衛生研究所が行う。

II 緊急時モニタリング

1 基本的考え方

近隣の原子力発電所の緊急事態発生時において、国や関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施できるよう、行動計画の第3章第1で定める「フェーズ1（施設敷地緊急事態発生後の段階）」において、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行うため、「緊急時モニタリング班」を設置する。

行動計画で定める「フェーズ2（全面緊急事態発生後の段階）」においては、国が設置する緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Radiological Monitoring Center（以下「EMC」という。））と連携して緊急時モニタリングを実施する。

また、行動計画で定める「フェーズ3（本県でのプルーム通過予測後の段階）」においては、「フェーズ2」に加え項目、測定地域を追加しモニタリングを強化する。

なお、本モニタリングは、指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項の今後の検討結果を踏まえ、適宜改定していくこととする。

○県が行う緊急時モニタリングと国の「緊急時モニタリング実施計画」との関係

本節で定めるモニタリングは、県の緊急時モニタリング体制及びその整備、協力要請、緊急時の対応、モニタリング結果の確認及び公表、現地調査チーム構成要員の被ばく管理等並びにその他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めるとともに、あらかじめ具体的な実施内容・方法等を規定するものである。

一方、国の「緊急時モニタリング実施計画」は、指針及びその関係資料、所在都道府県（伊方発電所の場合は、愛媛県）と関係周辺都道府県（伊方発電所の場合は、山口県）の緊急時モニタリング計画等を参照して、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等について定めるものである。

「緊急時モニタリング実施計画」は、施設敷地緊急事態（フェーズ1）に至った際には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部により、また、全面緊急事態（フェーズ2）に至った際には、政府の原子力災害対策本部によって策定され、事故の進展等に応じて改定される。

なお、「緊急時モニタリング実施計画」が策定され、本県がEMCに参画する場合は、当該「緊急時モニタリング実施計画」に従って本計画を運用する。

2 目的

(1) 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報を収集し、運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供を行う。

(2) 原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を行う。

3 実施体制

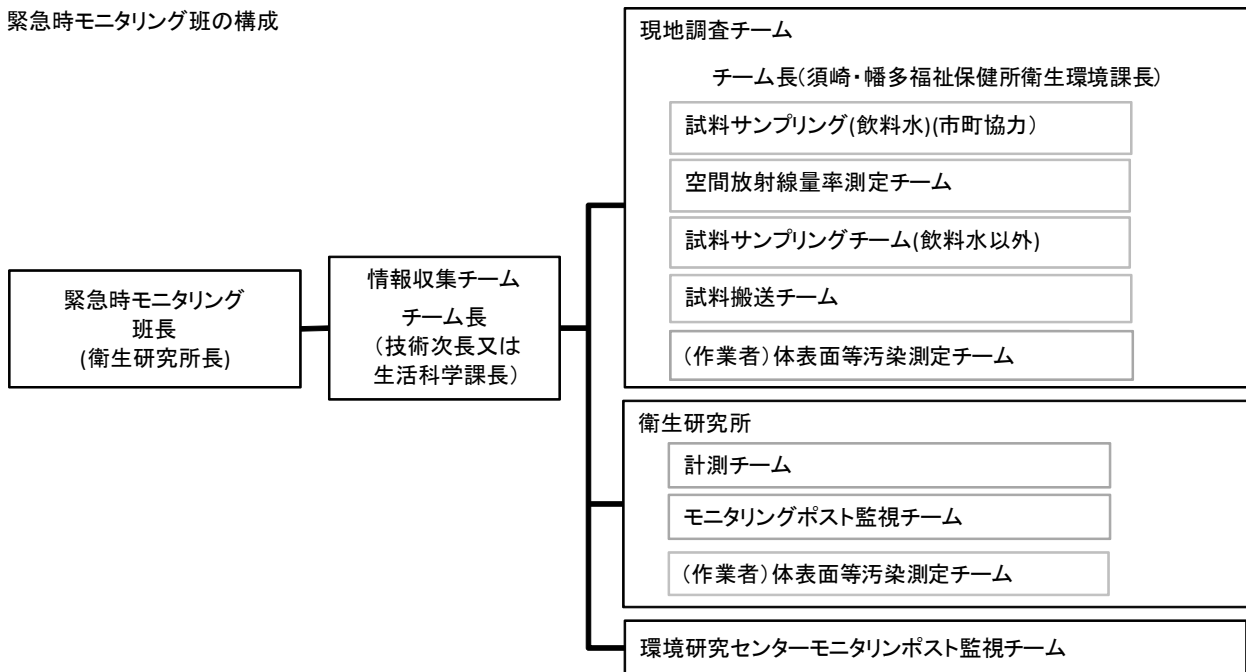
(1) 緊急時モニタリング体制

緊急時モニタリング等の体制を行動計画で定めるフェーズごとに別表2（資料編「モニタリング」を参照）のとおり定める。

(2) 「緊急時モニタリング班」の設置

フェーズ1に至った際、県は「緊急時モニタリング班」を設置する。

緊急時モニタリング班の構成



※各チーム等の実施内容は別表3を参照

(3) 緊急時モニタリング体制の整備

ア 緊急時モニタリング班構成要員等の動員体制の整備

- ①緊急時モニタリング班構成要員を別表3（資料編「モニタリング」を参照）のとおり定め、毎年度、人事異動等の状況を反映させた構成要員のリストを作成する。
- ②緊急時モニタリング班構成要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。

イ モニタリング資機材等の整備・維持管理

別表1（資料編「モニタリング」を参照）の資機材の整備及び維持管理を行う。

ウ 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

空間放射線量率の測定や環境試料採取の候補地点等を別表4（資料編「モニタリング」を参照）に示し、緊急時モニタリングを実施する上で必要な関連情報・資料について、本モニタリングに添付し、定期的に見直しを図る。

エ 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

- ①原子力規制委員会、愛媛県、四国電力等と平常時からの意見交換等を通じて緊密な連携を図るとともに、訓練及び研修等の実施を通じて、緊急時モニタリングに関する技術力の維持向上を図る。
- ②災害等の様々な要因により資機材等が不足する可能性を考慮し、緊急時モニタリングの実施に支障がないよう、あらかじめ関係機関による支援体制を確保する。

オ 県内市町村に対する協力要請

県内市町村に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、必要な協力を要請する。

4 実施内容

(1) フェーズ毎の対応

ア フェーズ1における対応

フェーズ1に至った際には、「緊急時モニタリング班」を設置し平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。

なお、施設敷地緊急事態に至った際には、国は、オフサイトセンター等にEMCを設置し、EMCは、緊急時モニタリングを速やかに開始する。

(ア) 固定型モニタリングポストの確認

モニタリングポスト監視チーム、環境研究センターモニタリングポスト監視チームは、固定型モニタリングポストの稼働状況等の確認を実施する。

また、両チームは、自然災害等の影響により異常がある場合には、修理等の必要な対応を設置者に要請する。

(イ) 固定型モニタリングポストによる監視の強化

モニタリングポスト監視チーム、環境研究センターモニタリングポスト監視チームは、固定型モニタリングポストによる空間放射線量率等の測定値の監視を強化する。

(ウ) 出動準備と交通情報の取得

空間ガンマ線測定チーム及び試料サンプリングチームは、現場への出動に備えて別表4（資料編「モニタリング」を参照）の測定地点への交通情報を取得する。

また、各福祉保健所は、サーベイメータの点検や搬送準備を行う。

(エ) 必要な資料の準備

情報収集チームは、モニタリング地点周辺の平常時の空間放射線量率及び環境試料中放射性核種濃度等に係る資料を準備する。

イ フェーズ2における対応

フェーズ2に至った際には、緊急時モニタリング班長は、フェーズ1において確認した箇所において、モニタリングを開始するよう各機関に指示し、空間放射線量率と県民の健康への影響が大きい水道飲料水等を対象として実施する。

各測定方法については、別表5（資料編「モニタリング」を参照）のとおり定める。

ウ フェーズ3における対応

プルームの本県通過が予測された場合や、県内で $20 \mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト）を超える空間放射線量率が測定されたときは、行動計画に基づき、以下の対応を行う。

(ア) 空間放射線量率の測定

①プルームの通過した地区の空間放射線量率を測定するため必要な場合には、国と協力して新たな測定地点を選定、速やかに測定を開始する。

②海上や上空のモニタリングについては、原子力規制委員会に要請する。

(イ) 資機材等の調達

モニタリングに必要な機器（サーベイメータ、可搬型モニタリングポスト等）が不足する場合には、原子力規制委員会及び関係機関等と協議の上、速やかに資機材を調達する。

(ウ) 飲料水の検査等

プルームの通過した地区及びその周辺地区においては、水道水や井戸水等の飲料水のモニタリングを重点的に行い、国の定める基準値を超える場合は、国の指示に基づき、水道水や井戸水等の飲料水の摂取制限を関係市町村に要請する。

エ 復旧対策体制における対応

放射性物質又は放射線の放出が減少又は収束したと認められるときは、行動計画の第3章第6に基づき、原子力規制委員会と調整の上、国の指示・支援を受けて、被ばく線量を管理し低減するための方策を決定することなどを目的としたモニタリングを実施する。（資料編「高知県原子力災害対策行動計画における配備と対応の概要」を参照）

(2) モニタリング結果の報告、確認及び公表

ア モニタリング結果の報告

- ①モニタリングの通信連絡は別表6（資料編「モニタリング」を参照）の通信連絡系統図により行う。
- ②情報収集チームは、気象情報、モニタリングポスト結果並びに現地調査チーム及び計測チームによるモニタリング結果等を様式1～6に取りまとめ、様式7及び8（資料編「モニタリング」を参照）を作成する。
- ③情報収集チームは、モニタリングの結果を、様式7、8などにより緊急時モニタリング班長に報告する。
- ④緊急時モニタリング班長は、モニタリングの結果を、様式7、8などにより随時災害対策本部に報告する。

＜資料編「モニタリング」を参照＞

報 告 内 容	様 式
気象情報収集結果	様式 1
モニタリングポスト等測定結果	様式 2
空間放射線量率測定結果	様式 3
サンプリング者被ばく結果	様式 4
飲料水放射性物質濃度測定結果	様式 5
環境試料中放射性物質濃度測定結果	様式 6
緊急時モニタリング結果総括表	様式 7
モニタリング結果の概要と評価	様式 8

イ モニタリング結果の妥当性の確認

緊急時モニタリング結果については、情報収集チームに集約し、情報収集チームは、測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。

ウ モニタリング結果の公表

- ①県は、緊急時モニタリング結果等を速やかにホームページ等で公表する。
- ②国は、EMCから報告を受けた緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、ホームページ等で公表する。
- ③国が解析・評価した結果を速やかに入手し、必要に応じてホームページ等で公表する。公表の際には住民等にとって分かりやすい公表となるよう国と必要な調整を行う。

(3) 現地調査チーム構成要員の被ばく管理等

ア 現地調査チーム構成要員の安全確保

関係する規定に基づき現地調査チーム構成要員の安全を確保する。

イ 被ばく管理

- ①放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動する現地調査チーム構成要員に個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の外部被ばく線量を記録する。
- ②空間放射線量率測定及び試料採取については、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する事項について研修及び訓練を受けた職員を含む2名以上を1チームとして実施する。

ウ 被ばく管理基準

県の調査要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準として別表7（資料編「モニタリング」を参照）のとおり数値を定める。

上記の管理基準値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、当該調査要員自身の判断により、直ちに活動を中止する。

エ 現地調査チーム構成要員の防護措置

緊急時モニタリング班長（又は現地調査チーム長）は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、出動時に防護服及び防護マスク等の着用又は携帯を指示する。

第4章 防護措置

I 基本的考え方

伊方発電所で原子力災害が発生した場合には、原災法に基づき住民等の被ばくをできるだけ低減するため、防護措置を実施する。

本県は、国が示す重点区域の範囲外にあるが、万が一、大規模な放射性物質の放出があった場合は、重点区域外であっても、プルーム（放射性物質を含んだ空気の一団）が通過する際に、一時的に放射線量が上がることが想定される。

このような事態での防護措置は、国が平成27年3月に示した「UPZ外の防護対策について」の中で、「プルームが比較的短時間で通過することやプルームによる住民の無用な汚染を防止する観点も考慮すると、プルーム通過時の防護措置としては、内部被ばくと外部被ばくの両方を回避でき、かつ容易に実施できる屋内退避が最も実効的である」との方針を示したことを踏まえ、本県においても屋内退避を防護措置の基本とする。

一方、空間放射線量が $20\mu\text{Sv/h}$ 以上に達することをもあえて想定し、避難等の手順を定めることとする。

1 被ばくの低減

原子力発電所の事故により放出されたプルームの通過による被ばくとしては、大気中や地表に沈着した放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質の吸入や放射性物質を含んだ飲食物の経口摂取による内部被ばくがあり、これらの被ばくを低減するため次の考え方により対応する。

(1) 外部被ばくへの防護

- ①放射線源から可能な限り距離をとる。
- ②放射線を遮へいする。
- ③放射線の被ばく時間を短くする。

*対応する防護措置：屋内退避、一時移転、避難

(2) 内部被ばくへの防護

- ①放射性物質で汚染された空気を吸入しない。
- ②放射性物質で汚染された飲食物を経口摂取しない。

*対応する防護措置：屋内退避、安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限※

※安定ヨウ素剤の服用及び飲食物の摂取制限の詳細については、第5章及び第6章を参照

2 主な防護措置

(1) 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に行える対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。一般的には、気密性が高い木造家屋は一定の遮へい効果及び密閉効果があるとさ

れているが、木造家屋より気密性の高いコンクリート建屋は、さらに遮へい・密閉効果が高いとされている。

(2) 一時移転

一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低いものの、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置である。

(3) 避難

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急に実施する防護措置である。

避難を実施する地域の空間放射線量率は、一時移転を実施する地域と比べて高く、値が低下するまでに時間がかかることから、避難は一時移転よりも長期化する傾向にある。

II 屋内退避・避難等の基準

本県における屋内退避・避難等の防護措置は、国の指針で示されているO I L（運用上の介入レベル）を踏まえ、下記の基準を基本に実施する。

1 屋内退避

緊急時モニタリング結果等により、プルームの通過が予測される場合など、原子力発電所の事態の状況に応じて国、県又は市町村が指示する。

プルーム通過後（1日経過以降）のモニタリング結果等によって、必要があると判断された場合は、国が避難等の追加的措置を指示する。

2 一時移転

空間放射線量率が継続して $20\ \mu\text{Sv/h}$ を超える場合は、

1日内を目途に区域を特定し、国の指示又は県独自の判断により、関係市町村に対して、1週間程度内に一時移転をするよう要請する。

関係市町村は住民等に一時移転の勧告又は指示を行う。

3 避難

モニタリングの結果等により、空間放射線量率が $500\ \mu\text{Sv/h}$ を超える場合は、数時間内を目途に区域を特定し、国の指示又は県独自の判断により、関係市町村に対して避難を実施するよう要請する。関係市町村は住民等に避難の勧告又は指示を行う。

本県においては、空間放射線量率が $500\ \mu\text{Sv/h}$ を超える可能性は低いと考えられるが、測定値が避難の基準値を超えていない場合でも、必要に応じて、県独自の判断により避難の実施を関係市町村に対して要請する。

Ⅲ 屋内退避の手順

屋内退避は、避難等の指示が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難等を実施すべきであるがその実施が困難な場合に、国、県又は市町村の指示により行うものである。

1 事前の準備

(1) 本県における原子力災害では屋内退避が基本となることから、複合災害を念頭に、南海トラフ地震対策として進めている住宅の耐震化の取組みを加速化するとともに、避難所の耐震化を推進する。

また、一定の期間、屋内退避が継続することも想定し、家庭での飲料水や食料の備蓄率向上のための啓発を進める。

*伊方発電所から最も近い四万十市及び梶原町については、避難などに利用する幹線道路が3日以内に啓開される見込み（「高知県道路啓開計画※」による。）であることから、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」における食料備蓄と同様に、少なくとも3日分の備蓄を目標とする。

※「高知県道路啓開計画」は、南海トラフ地震の発生によって県内の道路が寸断されることを想定し、優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業を行う建設業者や作業手順を事前に定め、早期の道路啓開を目指す計画である。

(2) 避難計画を策定する市町村は、あらかじめ屋内退避が可能な避難所を指定するとともに、住民へ周知しておくものとする。

2 屋内退避の指示と市町村等への伝達

(1) 事前の注意喚起

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市町村及び県民に対して今後の進展によっては「屋内退避」を実施する可能性がある旨の注意喚起及び広報を行う。

広報に際しては、万が一の避難に備える必要があることから、自然災害時に準じて非常時持出品を準備する旨を伝える。

(2) 原子力災害合同対策協議会との協議

風向・風速等気象情報の予測を高知地方气象台に依頼し、その予測結果や、施設の状況、敷地境界付近のモニタリング結果等に基づき、屋内退避の実施について、原子力災害合同対策協議会と協議を行う。

(3) 市町村への伝達

上記(2)の協議等により屋内退避の防護措置が必要と判断された場合、国（原子力災害対策本部）から区域を示して屋内退避指示が発出されるとともに、速やかに屋内退避の指示区域となる市町村に指示を伝達する。

併せて以下の項目について要請する。

- ① 自宅での屋内退避が困難な住民や観光客等の屋内退避先の確保（あらかじめ屋内退避の対象施設（コンクリート造（RC、SRCを含む。）の把握を要請）
- ② 放射性ヨウ素の被ばくの影響が大きい乳幼児・児童・妊産婦等の地区外への予防

避難及び安定ヨウ素剤の配布の検討

- ③発災後の余震や大雨による土砂災害等で孤立等が想定されるなど、速やかな避難措置が困難な地区については、屋内退避指示が発出された段階で地域外への予防避難の実施

(4) 防災関係機関、住民等への伝達・広報

県は、第2章に基づき、屋内退避の指示区域について防災関係機関への伝達及び住民等への伝達・広報を行う。

3 屋内退避の手順

(1) 屋内退避の考え方

- ①屋内退避の指示区域となる市町村の住民等は、まずは家屋への屋内退避を実施する。
- ②地震により家屋が倒壊したり、相次ぐ余震の発生により家屋での屋内退避が困難な場合には、市町村の避難計画で指定している避難所への屋内退避を実施する。
- ③断続的な余震等により、市町村の指定する避難所への屋内退避が困難な場合には、屋内退避の指示区域外へ避難するなど、状況に応じ柔軟に対応する。

(2) 屋内退避の要領

屋内退避の指示を受けた場合の住民等のとるべき対応は、次のとおりとする。

- ①屋外にいる人は速やかに、自宅や職場、近くの公共施設などの屋内に入る
- ②原則として外出は控える
- ③屋内退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う
- ④屋内退避した建物では、全ての窓、扉を閉めるとともに全ての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防ぐ
- ⑤扉や窓など外気の流入する場所を離れて、屋内の中央に留まる
- ⑥食料品の容器には、全て蓋やラップをする。特に指示がなければ、屋内に保管してあるものを飲んだり食べたりすることは差し支えない
- ⑦テレビ、ラジオ、防災行政無線等による行政機関からの指示等に注意する
- ⑧やむを得ず自主避難する場合は、自治会長等に避難先を伝えてから避難する
- ⑨住所地でない方は、自宅へ帰るか現在いる地域の市町村へ相談し、最寄りの公共施設等へ退避する

(3) 住民等への指示事項

屋内退避を実施するときは、関係市町村とともに防災行政無線等の災害時情報伝達手段を活用して区域内の住民等に対して上記(2)の事項を正確かつ確実に伝え、指示の徹底を図るものとする。

なお、屋内退避の指示が解除された場合は、速やかに住民に伝達するものとする。

4 屋内退避の解除

屋内退避は、原子力災害合同対策協議会との協議により解除を行う。

この場合、解除の指示とともに、解除後もテレビ、ラジオ及び防災行政無線等による県からの指示、伝達及び災害の情報に留意するよう市町村に要請する。

2 事前の準備

(1) 避難ルート候補の検討

県及び市町村は、周辺の道路の整備状況や「高知県道路啓開計画」を参考にして、南海トラフ地震などの複合災害による道路被害なども想定した上で、あらかじめ可能な限り複数の避難ルートの候補を検討し、情報を共有しておくものとする。

伊方発電所から半径 50 km に一部の地域が含まれ、既に個別に避難計画を策定している四万十市及び梶原町における避難する際の主なルートについては、第 4 章 V - 1、2 に示す。

(2) 避難先等の確保、周知

ア 避難所等候補施設の事前把握

県及び市町村は、災害の状況に応じて臨機応変に対応できるよう、事前に一時集結所や避難経路所、避難所となる施設を調査・把握し、施設名称、住所、施設面積、収容人数、構造、浸水区域等を示した「避難所等候補施設一覧表」として整理・保管する。（資料編「各市町村避難所等候補施設数及び収容人数（暫定値）」を参照）

イ 避難所の要件

避難所は、放射線の影響が及ばない地域の施設を指定するため、建物の遮蔽性、気密性や堅牢性（コンクリート造等）は、必ずしも必要としない。

(3) 避難所等の耐震化及び物資備蓄の推進

複合災害を念頭に、一時集結所や避難経路所、避難所となる施設の耐震化を促進するとともに、県及び市町村計画に基づいた飲料水・食料等の物資の備蓄を進める。

(4) 道路等の防災対策の推進

高知県緊急輸送道路ネットワーク計画に定められた緊急輸送道路については、道路啓開計画に基づく道路の法面防災対策や橋梁の耐震化等を推進する。

(5) 高知県バス協会や応急救助機関等との連携強化

原子力災害時における避難手段の確保を図るため、高知県バス協会との連絡体制の整備等、平時から連携の強化を図る。

また、応急救助機関についても、南海トラフ地震等大規模災害に対する対応等について意見交換を行っている「高知県応急救助機関連絡会」等の場を活用して、国、県、市町村及び各応急救助機関の顔の見える関係を構築するなど、平時から連携の強化を図るものとする。

(6) 一時集結所等へ速やかに集結するための避難経路の確保等

地域に点在する避難者が、速やかに一時集結所やヘリコプター離着陸場へ集結できるよう、市町村道などの現地点検や地域での避難訓練の実施を通して、避難経路を確保する。

道路の被災等により、避難経路の確保が困難なことが想定される集落においては、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金等を活用し、ヘリコプター離着陸場の整備を図る。

3 避難等の指示と市町村等への伝達

(1) 原子力災害合同対策協議会との協議

プルーム通過後(1日経過以降)の緊急時モニタリングにより、空間放射線量率が指針に規定する基準(O I L 2 : $20 \mu \text{Sv/h}$)を超過した場合、避難等の実施について、原子力災害合同対策協議会と協議を行う。

(2) 市町村への伝達

上記(1)の協議等により防護措置が必要と判断された場合は、国から区域を示した避難等の指示が発出された場合、速やかに防護措置の指示区域となる市町村に指示を伝達するとともに、以下の項目について要請する。

①避難所等(一時集結所※を含む。)の確保

※一時集結所：自家用車等での避難が困難な避難者をバス等に載せて、避難経路所まで運搬するとともに、避難者に対して安定ヨウ素剤を配布し、服用させる場所

②放射性ヨウ素の被ばくの影響が大きい乳幼児、児童や妊婦等の地区外への予防避難の検討

③発災後の余震や大雨による土砂災害等で孤立等が想定されるなど、速やかな避難措置が困難な地区については、屋内退避指示が発出された段階で地域外への予防避難の実施

(3) 防災関係機関、住民等への伝達・広報

県は、第2章に基づき、避難等の指示区域及び避難先施設名を防災関係機関及び住民等へ伝達・広報を行う。

4 避難等の手順

(1) 広域避難に係る調整事項

ア 広域的な避難先の調整は、原則として県が行うこととするが、その際は市町村が圏域及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を考慮する。

イ 市町村の区域を越えた広域避難時の調整

気象条件等により、市町村の区域を越えて避難が必要となる場合は、各市町村の避難所候補施設を踏まえて、当該避難等の指示区域となる市町村と受け入れ先市町村の調整を行う。

ウ 複合災害の場合の被害状況の把握

複合災害の場合は、避難所が被災していることも想定される。

このため、隣接市町村等の避難所の被災状況を速やかに把握し、当該避難等の指示区域外となる市町村等との広域避難の調整を行う。

エ 住民の避難所への割り振りについては、住民ケア等の避難所運営を考慮し可能な限り地域コミュニティ・自治会単位で行うものとし、それを前提に必要な避難所を指定する。

(2) 避難ルートの設定

ア 原子力災害時に避難等の発令が見込まれる段階で、避難ルートの候補から、災害

の状況や候補となる道路の状況、避難先の選定状況を踏まえ、関係市町村に対して避難ルートに関する情報の提供を行う。

イ 道路管理者と連携して、上記の避難ルートの検討や道路状況等に関する情報について、随時共有に努める。

ウ 災害状況や風向き等気象条件を考慮し、当該避難等の指示区域となる市町村及び県警、道路管理者と協議の上、必要に応じて避難を行う際に使用する主な避難ルートを決めるとともに、住民への広報を行う。

エ この場合、円滑な避難の実施のため、県警に対して交通規制、交通誘導體制の確保を依頼する。

オ 複合災害の場合は、避難経路となる幹線道路等の被災状況の把握に努め、当該避難の指示区域となる市町村に対して、速やかに情報提供を行う。

(3) 避難等の手段の確保

避難等の手段について、災害の状況に応じて自家用車をはじめ、自衛隊や国、県、市町村の保有する車両、民間車両、ヘリ、船舶等あらゆる手段の活用について検討する。

ア 自力で避難可能な住民については、自家用車での迅速な避難を優先する。

自家用車で避難する場合は、渋滞緩和や円滑な避難のため要配慮者や自家用車を保有していない者を同乗させるなど、可能な限りの乗り合わせに努めるよう広報する。

イ 自家用車等での避難が困難な住民等を避難させるため、高知県バス協会に要請してバスを確保し、速やかな避難を実施する。

ウ 災害等により道路による避難が困難な孤立地区については、屋内退避を実施する。孤立地区において屋内退避を実施する場合は、防災行政無線や電話等によって市町村からの指示・伝達を確実に伝える体制を確保する。

エ 屋内退避を実施した上で、道路啓開作業を進めても啓開に長期間を要することが見込まれ、かつ人命を守るために孤立地区の外への避難が必要不可欠である場合には、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部等の応急救助機関に対して住民輸送のためのヘリ、車両及び船舶等の派遣要請を行う。

応急救助機関の応援の受け入れ及び相互調整に関しては、「高知県応急救助機関受援計画」に基づき、県が受援調整を行う。

なお、ヘリによる救助を行う場合は、最寄りのヘリコプター離着陸場を活用する。(四万十市西土佐地区及び梶原町については、資料編「ヘリコプター離着陸場敵地一覧」を参照)

オ 避難住民等の搬送に従事する運転手等については、被ばくのリスクを回避するための必要な措置を講ずる。

(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用

ア 原子力施設が全面緊急事態に至った後に、国から原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、原則として、国の指示に従い配布、服用の手配を行う。

イ 安定ヨウ素剤の配布・服用の手順については、「第5章 緊急時の保健医療」による。

(5) 避難者に対する体表面スクリーニングの実施

国から避難等の指示が発令された場合、放射性物質の汚染拡大防止等のため国や市町村、関係機関と協力し、避難者に対するスクリーニングを実施する。

ア 放射性物質が放出され、その影響が高知県に及ぶおそれがあり、避難等の指示の発令が見込まれる場合は、想定される避難者数、避難先等の状況を踏まえ、スクリーニングを行う場所、機器、要員体制について国、市町村と協議を行い、必要に応じて、国に対してスクリーニング要員や資機材の派遣を要請するなど調整を行う。

イ スクリーニングの実施方法、手順については、「第5章 緊急時の保健医療」による。

(6) 要配慮者の避難等

全面緊急事態宣言の発出後、原子炉から放射性物質が放出され、重点区域内に避難等の指示が出された場合は、次のとおり要配慮者への対応を行う。

なお、在宅の要配慮者の避難等の実施にあたっては、「高知県災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」に基づいた対策を行うこととする。

ア 社会福祉施設等入所者及び病院等入院患者への対応

(ア) プルールの通過などの影響が予想される市町村に対し、速やかに避難先となる社会福祉施設等又は病院等への搬送を行えるよう準備を要請する。この場合において、搬送に伴うリスクを勘案し、状況に応じて一時的な避難措置として施設内に留まること（屋内退避）も有効な放射線防護措置であることを助言する。

(イ) 上記（ア）以外の市町村に対して、当該市町村区域内にある社会福祉施設等又は病院等において、避難者の緊急入所その他避難者の受入れに関する準備を整えるよう要請する。

イ 在宅の要配慮者への対応

プールの通過などの影響が予想される市町村に対し、在宅の要配慮者及びその家族等について屋内退避、避難所（福祉避難所を含む。）への避難等、必要な措置を取るよう要請する。この場合において、避難に伴うリスクを勘案し、状況に応じて一時的な避難措置として自宅に留まること（屋内退避）も有効な放射線防護措置であることを助言する。

ウ 乳幼児・児童・妊産婦等の予防避難

放射性ヨウ素の被ばくの影響が大きい乳幼児・児童、妊産婦などの在宅の要配慮者については、避難指示が出される前であったとしても事故状況、気象状況等を勘

案し、早めの避難を促すなど特に留意する。

エ 園児・児童・生徒等への対応

プルームの通過などの影響が予想される市町村に対し、園児、児童、生徒の保護者への引き渡しや、状況によっては、学校等の施設での防護措置を実施するなど、早めの対応を要請する。

(7) 避難所の開設・運営等

避難所の運営に関しては、次の事項の他は高知県地域防災計画、各避難所の運営マニュアルを踏まえ対応する。

市町村の区域を越えた避難者の受入れを行う場合の対応については、次のとおりとする。

ア 受け入れ市町村に対して、避難所の開設を施設管理者とともに協力して行うよう要請する。

イ 避難元の市町村は、避難所運営の要員や物資の確保が出来ないことも予想されるため、受け入れ市町村に対して、避難所運営、避難住民の誘導、受け入れ業務について協力要請を行う。

ウ 併せて、避難先等で必要となる人員や物資を確保するなどの支援を行う。

エ なおその場合は、早期に避難元市町村による運営体制へ移行するよう努める。

(8) 避難等が長期化した場合の対応

避難等が長期化すると見込まれる場合、国、市町村と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、可能な限り早い段階から、次のことについて検討する。

① 応急仮設住宅の迅速な提供

② 公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家、並びに旅館、ホテル等利用可能な既存住宅等のあっせん及び活用等

(9) 避難の実施（放射性物質の影響が大きい場合）

緊急時のモニタリングにより、空間放射線量率が指針に規定する基準（O I L 1：500 μ Sv/h）を超過した場合は、数時間内を目途に区域を特定し、上記（1）～（8）の手順に準じて避難を実施する。

5 避難等の解除

避難等の解除は、原子力災害合同対策協議会との協議により行う。

この場合、解除の指示とともに、解除後もテレビ、ラジオ及び防災行政無線等による県からの指示、伝達及び災害の情報に留意するよう市町村に要請する。

V 四万十市及び梶原町から避難する際の主なルート

本県において伊方発電所から最も近く、既に避難計画を策定している四万十市及び梶原町から避難等を行う際の主なルートを次に示す。

- 1 四万十市から避難する際の主なルート（別図）
- 2 梶原町から避難する際の主なルート（別図）

1 四万十市から避難する際の主なルート

伊方発電所から50kmの範囲内に一部の地域があり既に避難計画を策定している四万十市については、民間シンクタンクのシミュレーションでも県内の空間放射線量の最大値が一時移転の基準(20 μ Sv/h)に満たない7.3 μ Sv/h(*)にとどまっているため、住宅又は近隣の避難所への屋内退避を防護措置の基本とするが、空間放射線量が20 μ Sv/h以上に達することをあえて想定し、「高知県道路啓開計画」を踏まえた上で、避難等を行う際の主なルート等を示す。

・実際に避難等を行う際には、第4章IV-4(避難等の手順)に基づき、県内全体の被災状況や避難所の状況、啓開までに要する期間等を勘案して、避難先や避難ルート等を迅速に決定。

・南海トラフ地震の発生によって県内の道路が寸断されることが想定されるため、平成28年2月に「高知県道路啓開計画」を策定。
⇒優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業を行う建設業者や作業手順を事前に定め、早期の啓開を目指す。

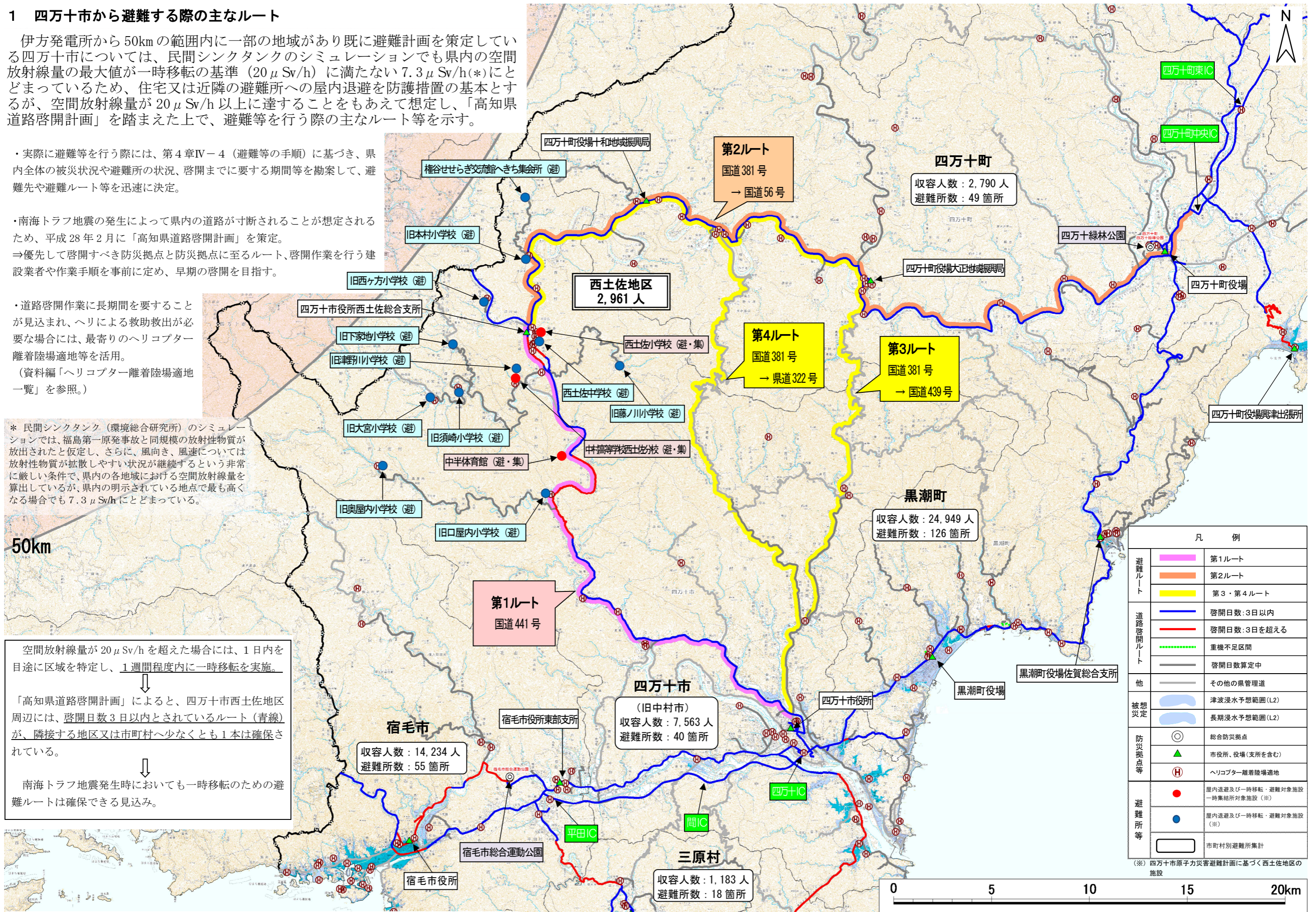
・道路啓開作業に長期間を要することが見込まれ、ヘリによる救助救出が必要な場合には、最寄りのヘリコプター離着陸場適地等を活用。
(資料編「ヘリコプター離着陸場適地一覧」を参照。)

* 民間シンクタンク(環境総合研究所)のシミュレーションでは、福島第一原発事故と同規模の放射性物質が放出されたと仮定し、さらに、風向き、風速については放射性物質が拡散しやすい状況が継続するという非常に厳しい条件で、県内の各地域における空間放射線量を算出しているが、県内の明示されている地点で最も高くなる場合でも7.3 μ Sv/hにとどまっている。

空間放射線量が20 μ Sv/hを超えた場合には、1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施。

「高知県道路啓開計画」によると、四万十市西土佐地区周辺には、啓開日数3日以内とされているルート(青線)が、隣接する地区又は市町村へ少なくとも1本は確保されている。

南海トラフ地震発生時においても一時移転のための避難ルートは確保できる見込み。



凡 例	
避難ルート	第1ルート
	第2ルート
	第3・第4ルート
道路啓開ルート	啓開日数:3日以内
	啓開日数:3日を超える
	重機不足区間
	啓開日数算定中
他	その他の県管理道
被災想定	津波浸水予想範囲(L2)
	長期浸水予想範囲(L2)
防災拠点等	総合防災拠点
	市役所、役場(支所を含む)
	ヘリコプター離着陸場適地
避難所等	屋内退避及び一時移転・避難対象施設一時集結対象施設(※)
	屋内退避及び一時移転・避難対象施設(※)
	市町村別避難所集計

(※) 四万十市原子力災害避難計画に基づく西土佐地区の施設

2 梶原町から避難する際の主なルート

伊方発電所から50kmの範囲内に一部の地域があり、既に避難計画を策定している梶原町については、民間シンクタンクのシミュレーション*でも県内の空間放射線量の最大値が一時移転の基準(20 μ Sv/h)に満たない7.3 μ Sv/h(*)にとどまっているため、住宅又は近隣の避難所への屋内退避を防護措置の基本とするが、空間放射線量が20 μ Sv/h以上に達することをあえて想定し、「高知県道路啓開計画」を踏まえた上で、避難等を行う際の主なルート等を示す。

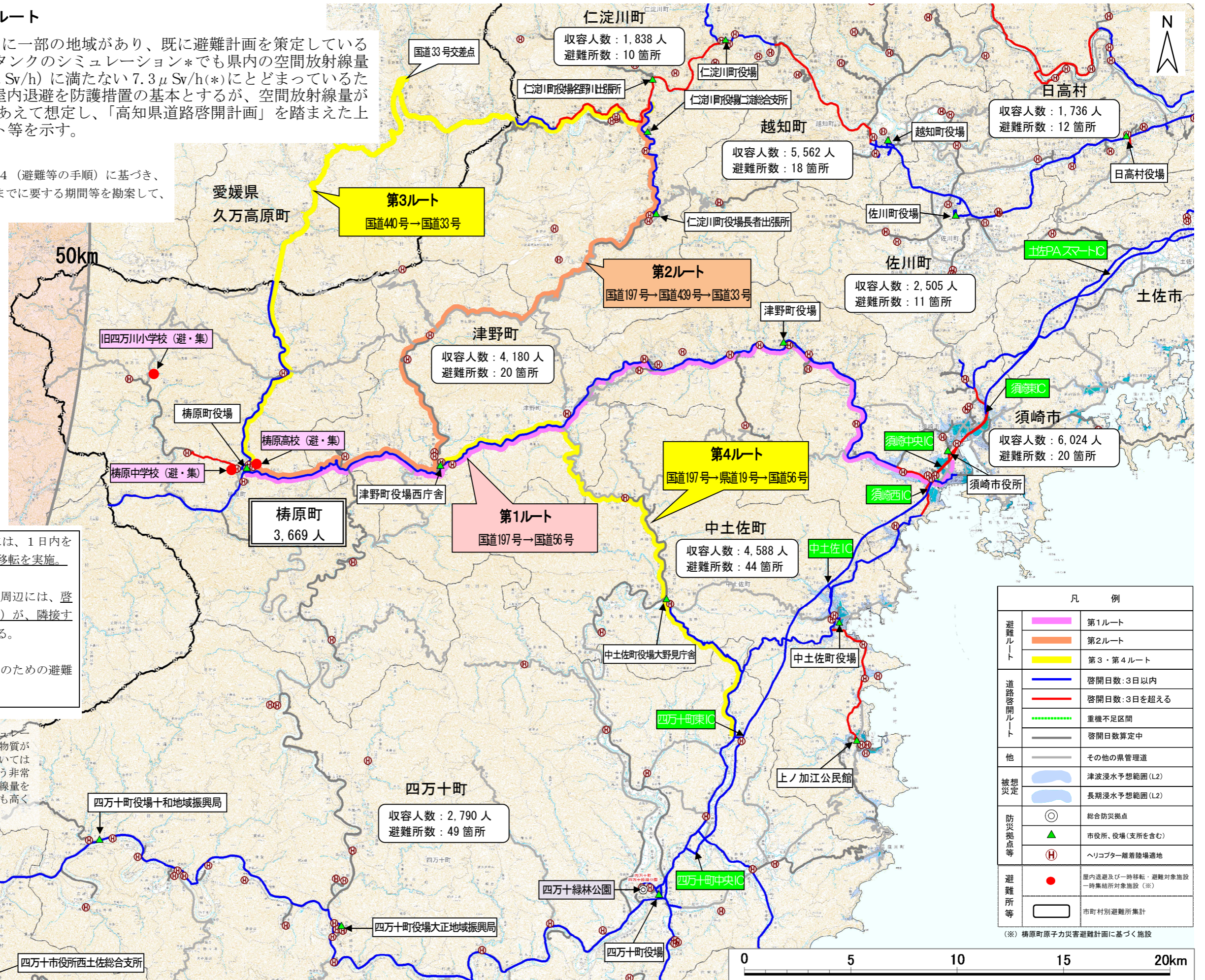
・実際に避難等を行う際には、第4章IV-4(避難等の手順)に基づき、県内全体の被災状況や避難所の状況、啓開までに要する期間等を勘案して、避難先や避難ルート等を迅速に決定。

・南海トラフ地震の発生によって県内の道路が寸断されることが想定されるため、平成28年2月に「高知県道路啓開計画」を策定。
⇒優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業を行う建設業者や作業手順を事前に定め、早期の啓開を目指す。

・道路啓開作業に長期間を要することが見込まれ、ヘリによる救助救出が必要な場合には、最寄りのヘリコプター離着陸場適地等を活用。
(資料編「ヘリコプター離着陸場適地一覧」を参照。)

空間放射線量が20 μ Sv/hを超えた場合には、1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施。
↓
「高知県道路啓開計画」によると、梶原町周辺には、啓開日数3日以内とされているルート(青線)が、隣接する市町村へ少なくとも1本は確保されている。
↓
南海トラフ地震発生時においても一時移転のための避難ルートは確保できる見込み。

*民間シンクタンク(環境総合研究所)のシミュレーションでは、福島第一原発事故と同規模の放射性物質が放出されたと仮定し、さらに、風向き、風速については放射性物質が拡散しやすい状況が継続するという非常に厳しい条件で、県内の各地域における空間放射線量を算出しているが、県内の明示されている地点で最も高くなる場合でも7.3 μ Sv/hにとどまっている。



「この地図は国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図50,000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平成28年情復、第391号)」

第5章 緊急時の保健医療

I 安定ヨウ素剤の配布・服用

1 基本的考え方

- (1) 国の指針に従い、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意事項を厳守し、住民等に対する服用等の措置を講ずる。
- (2) 安定ヨウ素剤の服用は、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国から屋内退避・避難等の指示と併せて服用の指示が出された場合に、住民への配布及び服用を実施する。
- (3) 安定ヨウ素剤は、その効果が服用の時期に大きく左右され、また、副作用を起こす可能性もある。このため、住民への事前配布は行わず、避難の際に市町村が指定する一時集結所において、配布及び服用させるものとする。
なお、安定ヨウ素剤は、市町村が備蓄している場合は市町村が配布し、その他の市町村で配布が必要になった場合は、国等の備蓄も含め県が調達し、市町村を通じて対象となる住民等へ配布する。

2 服用の指示等

安定ヨウ素剤の配布・服用は、原則として医師の指導の下で実施する。

医師が指導を行うことができない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布・服用を行う。

3 搬送

安定ヨウ素剤を備蓄している市町村は、速やかに一時集結所に安定ヨウ素剤を搬送する。この場合、搬送数量は、避難対象地域の人口（校区別人口）に応じて推測する。

県が調達した安定ヨウ素剤の市町村への搬送は、県が行う。

市町村に対して、あらかじめ配布対象者のリストを作成するなど、配布に漏れがないよう確認することを要請する。

II 健康相談及びスクリーニング

県民からの放射線による健康への影響について具体的な相談に応じるため、健康相談窓口を設ける。

1 健康相談窓口

(1) 相談窓口の設置

県災害対策本部が設置された場合は、住民からの放射線相談と健康相談に応じるため県庁舎内に「健康相談窓口」を設置する。

(2) 体制

診療放射線技師、保健師等医療専門職員等をメンバーとし、必要に応じて24時間体制をとる。

(3) 関係機関への協力要請

相談窓口の設置に際しては、必要に応じて県放射線技師会、県看護協会へ協力を求め、要員を確保する。

(4) 質疑応答集の作成

国（原子力規制庁等）、愛媛県及び関係機関の協力を得ながら状況に応じた質疑応答集を作成し、相談窓口に備え置く。

2 避難所等での対応（集団説明と問診及び個別相談）

避難所内では、オフサイトセンターや国等からの情報を常に把握し、避難所等における住民の求める情報（放射線に関するもの）についても、同時に把握することが不可欠である。

災害全体に関する情報（事故情報）を住民に説明する者と放射線に関する情報を（医学的・科学的見地から）住民に説明する者は別の者とする。

避難所等では「安全・安心・安眠」を確保するための現実的なニーズに応えることにより避難住民の不安軽減に努めるとともに、過度の不安を訴える者や心理的に動揺しやすい者の把握に努めることが重要である。そのため、避難所等の健康相談窓口には精神保健スタッフを配置して、強く不安を訴える者や動揺しやすい者への対応に当たる。

(1) 集団説明

国や関係する地方公共団体等から常に最新情報を得ておくよう努める。

主な説明事項

- ①いつ、どこで、何が起きたのか
- ②避難してきた理由
- ③地域における空間線量率（情報源を明らかにする）
- ④最大の被ばく“〇〇mSvまで”等のおよその線量評価
- ⑤線量と放射線の影響について
- ⑥特に小児、妊婦等への影響
- ⑦安定ヨウ素剤の服用の必要又は不必要な理由

⑧今後の予定（避難所での相談窓口設置期間、県等での相談窓口等）

（２）問診及び個別相談

ア 問診

避難住民の健康状態の確認や汚染の推定、被ばく線量の把握のために行う。また、問診時の説明は、避難住民の不安低減・解消のために行う。

イ 個別相談

相談内容に合わせて、前項の①から⑧を繰り返す。必要に応じて以下の内容を追加説明する。

- ①体内に放射性物質が入ることへの不安
- ②放射線被ばくに関する発がん、遺伝子等の影響についての心配
- ③血液検査等の検査は一般に500mSv（少なくとも250mSv）の全身被ばくがないと異常は見つからないこと
- ④一般に、放射線による事故被ばくにおける染色体異常分析で、異常を発見することは、全身被ばくで50～100mSv以下では困難である。しかも、検査には数日を要すること。
- ⑤体内被ばくのチェック方法としてWBC（ホールボディカウンタ）があること
- ⑥日常生活の留意点
- ⑦今後の健康影響に関する情報、説明等のアナウンス“〇〇〇を見てください”等
- ⑧健康に関すること以外の不安や不満（農作物の風評被害等）と、健康に関する不安や不満は区別して聞く。前述のことをわかりやすく再度説明して、検査の限界等を理解してもらう。

3 スクリーニングの実施

国は、指針を踏まえ、避難の際に住民等に対して行うスクリーニングの実施基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。

原則、避難指示を受けた区域から避難した住民等（車両及び乗務員とその携行物を含む）に対して、外部被ばくを防止するためスクリーニング及び除染を実施する。

（１）スクリーニングの目的

スクリーニングとは、避難住民等の被ばくの程度を放射線物質による汚染の有無、被ばく線量の測定などにより評価・判定し、必要な処置を行うために、ふるいわけするものである。

急性放射線障害を防止するため、「身体除染スクリーニング」を行う。

(2) スクリーニングの体制

住民等の汚染検査と除染を行う「スクリーニングチーム（検査担当及び除染担当）」を組織する。（→防疫活動に準じた対応）

チームの編成にあたっては、「鳥インフルエンザ対応に係る健康対策チーム」の中から以下の①～③の職員を選定する。なお、検査担当のうち1名は診療放射線技師とする。

県職員で人員が不足する場合は、日本赤十字社高知県支部、県医師会、県看護協会及び県放射線技師会の協力を得て行う。

チーム編成

2班体制を二つ、3班体制を一つの計7班体制とする。

- ① 医師3名・・・主として除染に関する指示(3名で7班に指示)
- ② 検査担当7班・・・検査者1名、記録者1名(再検査担当：同左)
- ③ 除染担当7班・・・保健師又は看護師1名、介助者1名、記録者1名

(3) 実施場所

スクリーニングは、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に実施し、避難者が避難所へ入所する前に実施することを基本とし、実施に当たっては、スクリーニングチームによる検査と除染を行う「救護所」を設置する。

なお、救護所は、公的施設とし、県と市町村とで調整の上決定し、衣服の交換用の部屋や除染用のシャワーが確保できる施設とする。

また、窓口や受付などの場所は明確にし、部外者の無断立入などに注意を払う。

(4) 使用する資機材

除染等に使用する資機材は、1チーム当たりの必要量を別途記載する。

また、必要資機材については、県が整備し必要に応じて市町村等に貸し出し又は提供する。

(5) 実施手順

スクリーニングの実施手順については、資料編「スクリーニングの実施手順」を参照

第6章 飲食物の摂取制限等

本章は、原子力施設の事故により放射性物質が放出され、その拡散の影響が本県に及んだ場合に緊急時の初期対応として実施する飲食物、地域生産物の摂取制限、出荷制限等（以下「摂取制限等」という。）の実施について定める。

1 基本的考え方

- (1) 飲食物等の摂取制限等は、原子力施設から放出された放射性物質の経口摂取を防ぎ、住民の内部被ばくからの防御を目的として実施する。
- (2) 飲食物等の摂取制限等は、対策指針に基づき①空間放射線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h} \sim 20 \mu\text{Sv/h}$ の場合にその地域の特定飲食物を対象としたスクリーニングの実施結果を受けて実施する場合（以下「飲食物の摂取制限等」という。）と、②空間放射線量率が $20 \mu\text{Sv/h}$ を超え直ちに実施する場合（以下「地域生産物の摂取制限等」という。）の2つの流れで実施する。
- (3) 地域生産物の摂取制限等は、住民等に対する避難のための立ち退き勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合に、併せて当該避難勧告等の対象地域において実施する。
- (4) 摂取制限等は、国との協議により、その指導・助言及び指示に基づき、市町村（対策本部）と緊密な情報共有の下に実施する。

2 飲食物、地域生産物の摂取制限等の実施基準

対策指針に示された実施基準に基づき、摂取制限等の措置を講じていく。実施基準は、次のとおりである。

(1) 飲食物の摂取制限等の実施基準

- ア 飲食物スクリーニングを実施する区域を決定するための基準
空間放射線量率 「 $0.5 \mu\text{Sv/h} \sim 20 \mu\text{Sv/h}$ 」
（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）」

イ 飲食物ごと、放射性核種ごとに摂取制限等実施する基準（O I L 6）

核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg (根菜、芋類除く)
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- (2) 地域生産物の摂取制限等の実施基準
空間放射線量率 「 $20 \mu\text{Sv/h}$ 」
(地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)」

※この基準は、1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施する基準。

3 飲食物の摂取制限等の手順

原子力施設の事故により放射性物質が放出された場合は、緊急時モニタリングを実施し、空間放射線量率を測定する。

測定結果が指定の基準(上記2-(1)-ア)に達した区域を特定した上で飲食物のスクリーニング検査を実施し、指定の基準(OIL6)を超えた場合、国と協議の上、その指導・助言及び指示により、摂取制限等及びこれらの解除を行う。

(1) 緊急時環境モニタリングの実施

ア 空間放射線量率の測定

(ア) 原子力施設から放射性物質の放出があった場合、指針の示す基準値、「空間放射線量率 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 」を超える区域の有無を確認する。

(イ) 空間放射線量率の測定は、地上1 mで計測する。

(ウ) 気象条件等を考慮して測定地点を定めた上で、放射性物質の放出の開始から数日間から1週間程度継続して実施する。

イ 基準値を超過する地点があった場合の対応

アの結果、対策指針の示す基準値「 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 」を超えた地点が確認された場合は、さらにその周辺地域を複数地点測定し、その結果を災害対策本部へ報告する。
・周辺の測定地点は、地形や気象条件を考慮して選定する。

(2) 飲食物のスクリーニング検査を実施すべき区域の特定

ア 空間放射線量率の測定結果に基づいて、国と協議の上、その指導・助言及び指示に基づき、行政区域、飲食物の流通の状況等を考慮して、飲食物のスクリーニング検査を実施すべき区域を特定する。

イ なお、区域特定後は、該当の市町村及び福祉保健所へ直ちにスクリーニング区域に特定された旨を伝達し、情報共有を図る。

(3) 飲食物のスクリーニング検査

上記2により特定した区域において、飲食物のスクリーニング検査を行う。

ア 試料の採取方法

(ア) 飲食物は、原則的に特定された区域の地域生産物を選定し、可能な限り生産者又は採捕者から購入する。

(イ) 重量は、生重量で5 kg又は5 L相当以上が望ましい。

イ 検査対象とする飲食物

- ①穀類 ②果実類 ③野菜類 ④海草類 ⑤魚介類 ⑥乳類
⑦いも類 ⑧豆類 ⑨きのこ類 ⑩肉類 ⑪卵類 ⑫その他

ウ 放射性物質濃度を測定する核種

正確性の高い被ばく線量評価を目的として、物理的半減期の長い放射性核種等を測定する。

(ア)「放射性セシウム」「放射性ヨウ素」

(イ) その他 (状況に応じて)

エ 検査の実施体制

(ア) 飲食物の検査は、下記の機関において実施する。

- a 高知県衛生研究所
b 高知市保健所
c 高知工科大学

(イ) 検査試料の抽出と検査機関までの搬送

a 検査試料の抽出

食品・衛生課は、地域生産物の生産状況及び流通状況を基に検査試料を抽出するため、農業振興部、水産振興部と協議の上、3の(2)の食品ごとに具体的な検査対象物を決定する。

b 検査試料の採取と検査機関への搬送

- ①食品・衛生課は、農業振興部、水産振興部に試料の採取と所管する福祉保健所(高知市を含む。)への搬送を依頼するとともに、福祉保健所に対して検査試料の検査機関への持ち込みを通知する。
②農業振興部、水産振興部は、市町村に対して検査試料の採取と福祉保健所(高知市を含む。)への搬送を通知する。
③農業振興部、水産振興部は、必要に応じて市町村に対して検査試料の採取等を依頼する。
④福祉保健所(高知市を含む。)は、収集した試料を食品・衛生課の指示する検査機関へ搬送する。

(4) 摂取制限等の実施

ア 摂取制限等を行う基準(OIL6)

摂取制限等を行う基準は、第6章2-(1)のとおり。

イ 摂取制限等の実施

食品・衛生課は、検査結果をとりまとめ速やかに県災害対策本部へ報告を行う。

基準の超過があった場合、国に速やかに報告するとともに、国と協議の上、その指導、助言及び指示に基づき、当該基準を超過した飲食物の摂取制限等を実施する。

ウ 摂取制限等実施の伝達・広報

摂取制限等の措置の実施を決定した場合は、直ちに当該市町村に摂取制限の内容を伝達するとともに県民に広報を行う。

(5) 摂取制限等の解除

飲食物スクリーニング検査により摂取制限の要件を下回った場合には、国の指導、助言及び指示（国の解除ルールに従い）に基づき摂取制限等を解除する。

4 地域生産物の摂取制限等の手順

放射性物質の拡散により空間放射線量が対策指針に定める基準（O I L 2）を超えた場合、地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取により被ばくを防止するため、国からの指導、助言及び指示により、関係機関あてに出荷、摂取を控えるよう関係機関等へ要請する。

(1) 緊急時モニタリングの実施

ア 空間放射線量率の測定

(ア) 原子力災害対策班は、原子炉から放射性物質の放出があった場合、対策指針の示す基準値、「空間放射線量率 20 μ Sv/h」を超える区域の有無を確認する。

(イ) 空間放射線量率の測定は、地上 1 m で計測する。

(ウ) 測定は、気象条件等を考慮して測定地点を定めた上で、放射性物質の放出の開始から数日間から 1 週間程度継続して実施する。

イ 基準値を超過する地点があった場合の対応

(ア) (1) - アの結果、対策指針の示す基準値、「20 μ Sv/h」を超えた地点が確認された場合は、さらにその周辺地域を複数地点測定し、その結果を災害対策本部へ報告する。

(イ) 周辺の測定地点は、地形や気象条件を考慮して選定する。

(2) 地域生産物の摂取制限を実施する区域の特定

ア 原子力災害対策班が収集した測定結果や行政区域、飲食物の流通の状況等を考慮して、国と協議の上、その指導・助言及び指示に基づき、地域生産物の摂取制限等を実施すべき区域を特定する。

イ 区域の特定後は、該当の市町村へ直ちに地域生産物の摂取制限等を実施する区域に特定された旨を伝達し、情報共有を図る。

(3) 摂取制限等の実施

ア 摂取制限等の実施

国の指導、助言及び指示に基づき摂取制限等を実施する。

イ 摂取制限等実施の伝達・広報

摂取制限等の措置の実施を決定した場合は、直ちに当該市町村に摂取制限の内容を伝達するとともに県民に広報を行う。

(4) 摂取制限等の解除

緊急時モニタリングにより空間放射線量率が摂取制限基準を一定期間下回った場合、

国の指導、助言及び指示に基づき（国の解除ルールに従い）摂取制限等を解除する。

5 県民への周知等

飲食物、地域生産物の摂取制限等が決定した場合には、速やかに市町村や関係団体等を通じて、生産者等への出荷制限を要請する。

また、テレビ、ラジオ、新聞等に対する報道要請や県ホームページへの掲載等、様々な手段を使って県民に周知を行う。

(1) 出荷制限の要請

ア 食品等飲食物の摂取制限等を実施した場合は、資料編「飲食物等に係る出荷制限の要請団体一覧表」の連絡系統により、関係業界団体に対して、要請を行う。

・要請先（食品等の関係業界団体等）

イ 地域生産物の摂取制限等の実施を決定した場合は、資料編「飲食物等に係る出荷制限の要請団体一覧表」に示す連絡系統により、地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等の要請を行う。

・要請先（地域産品関係団体等）

ウ 要請例文

要請先への要請例文は資料編の摂取制限等に係る「各種要請文」のとおり。

なお、要請に併せて、県ホームページにも掲載し周知を図る。

(2) 報道要請

ア 県と県内報道機関とが締結する「報道協定」に基づき、次の報道機関あてに、緊急の報道要請を行い、住民への周知徹底を図る。

イ 要請例文

報道機関への報道要請例文は資料編の摂取制限等に係る「各種要請文」のとおり。

(3) 飲料水の安全対策の実施

ア 飲料水のモニタリング検査の結果、対策指針が定める基準値を超過した場合は、県（健康政策部）は、速やかに市町村に対して水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置を講じるよう要請する。

イ 市町村に要請する措置

当該摂取制限地域内に水源を有する水道供給区域の住民に対して、以下の措置を実施するよう市町村へ要請する。

①汚染水源の使用中止

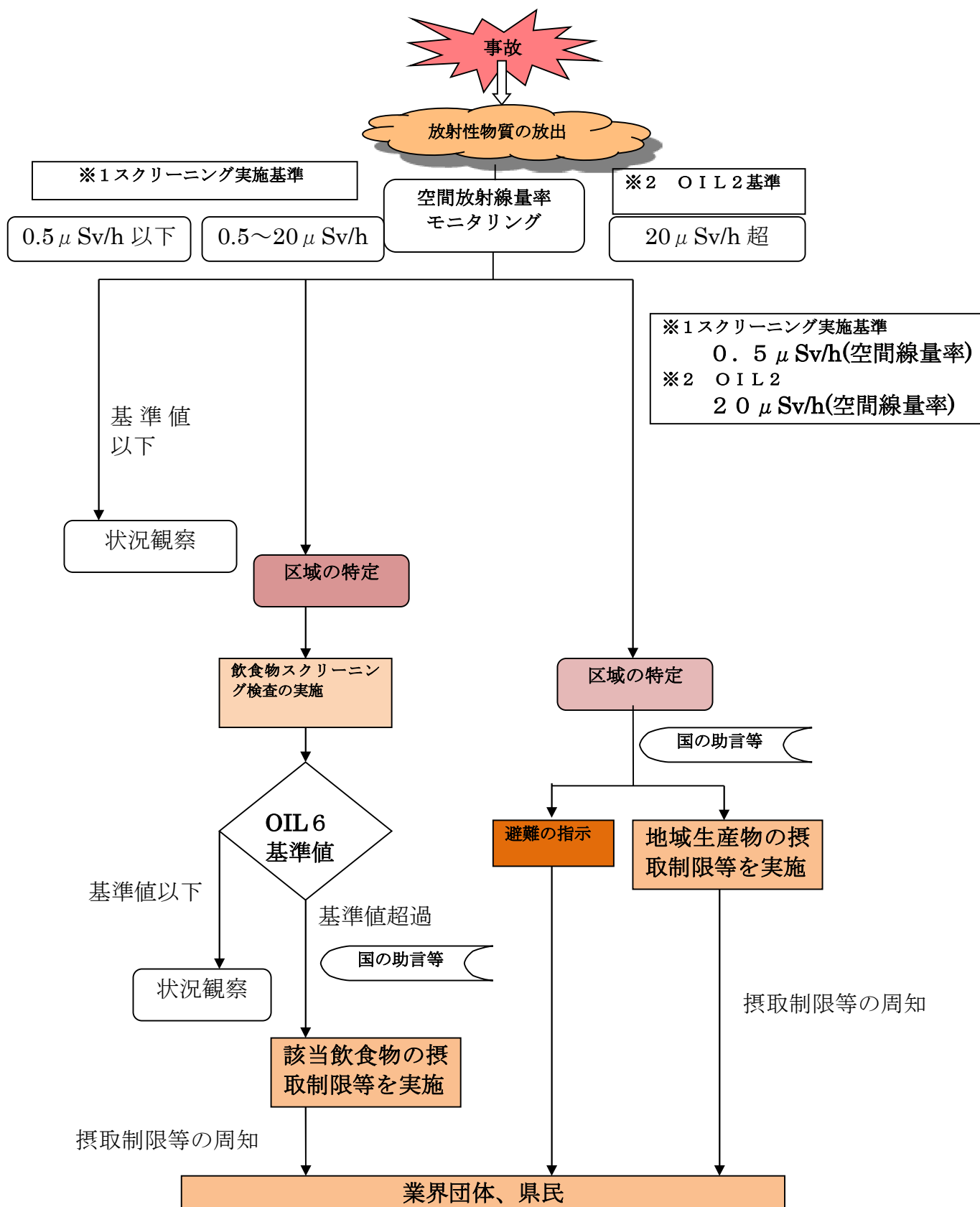
②汚染飲料水の飲用禁止

③誤飲を防ぐための水道の止栓等の給水制限の実施

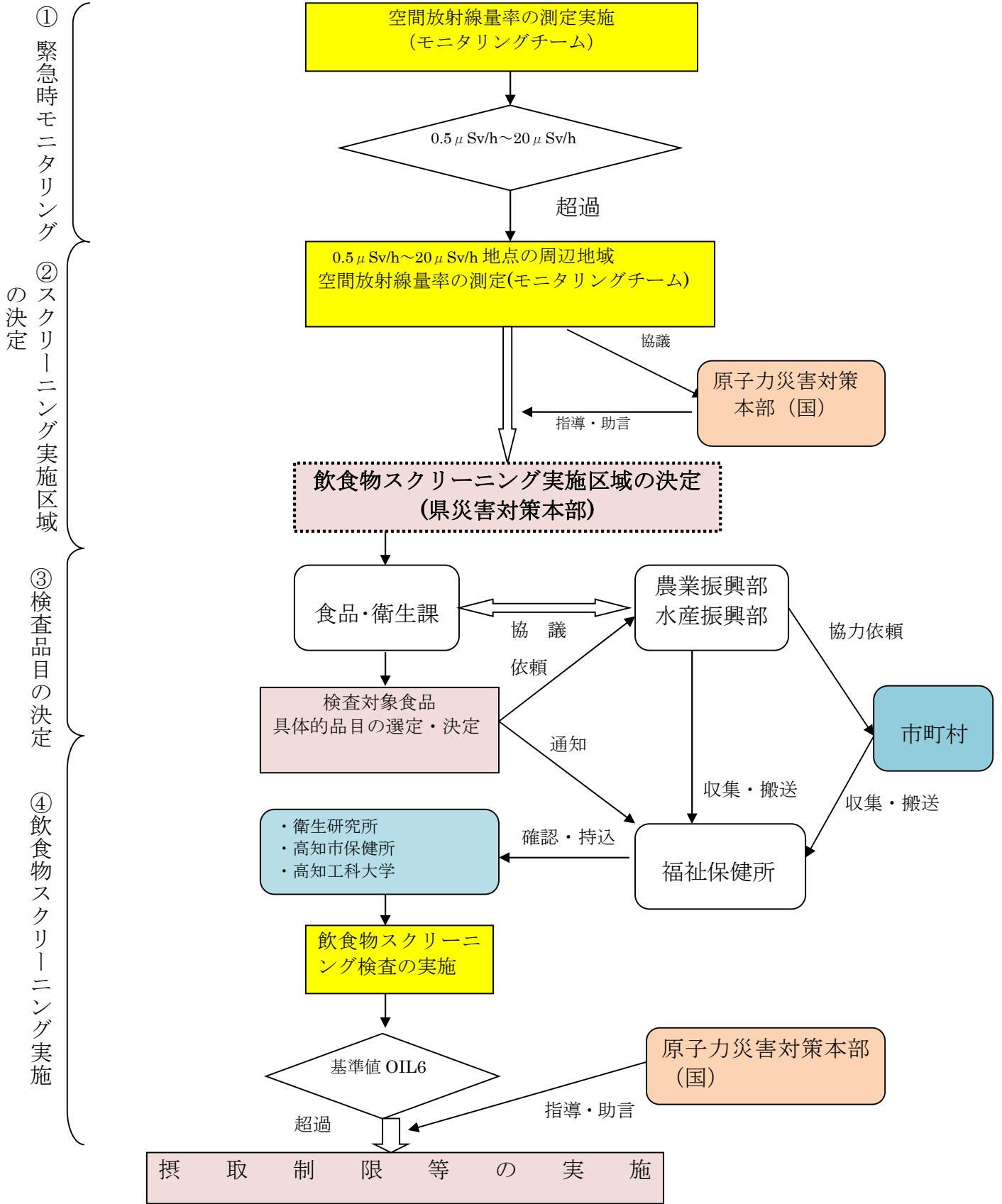
6 食品等の供給

飲食物等の摂取制限等の措置を市町村等に指示した場合は、高知県地域防災計画に基づき、市町村と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

飲食物の摂取制限等実施の流れ



飲食物スクリーニング検査実施の流れ



第7章 広域連携

1 他の都道府県への応援要請

必要に応じ「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」や「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、他の都道府県や全国知事会に対し速やかに人員の派遣、資機材、物資等の貸与・提供等、必要な応援要請を行うものとする。

協 定 名	応援の種類	応援要請の手続										
<p>四国4県広域応援協定 (危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定) *平成 19 年2月5日締結</p> <p>四国4県広域応援協定実施細目 (危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目) *平成 19 年2月5日施行</p> <p>危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル (四国各県で策定) *平成 27 年 11 月策定</p>	<p>(1) 物資及び資機材の提供</p> <p>(2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与</p> <p>(3) 職員の派遣</p> <p>(4) 試験検査等の実施その他の役務の提供</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</p>	<p>1 危機事象が発生していない県に対し、広域応援の調整依頼を行う。</p> <p>2 依頼を受けた県は、危機事象が発生していない他の県と調整し、応援幹事県を決定する。</p> <p>3 危機事象発生県は、応援幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の種類、内容等に関する次の事項を記載した応援要請書を提出する。ただし、そのいとまがない場合は、電話、ファクシミリ又は電子メール等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。</p> <p>(1) 物的応援を要請する場合は、物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段、輸送経路等</p> <p>(2) 人的応援を要請する場合は、活動内容、職種、人員、派遣要請場所、派遣期間、交通手段及び宿泊所</p> <p>(3) その他の応援を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及びその期間</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項</p>										
<p>中四国広域応援協定 (中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定) *平成 24 年3月1日締結</p> <p>中四国広域応援協定実施要領 (中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領) *平成 24 年3月1日施行</p>	<p>(1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供</p> <p>(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供</p> <p>(3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに、資機材の提供</p> <p>(4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣</p> <p>(5) 避難者を受け入れるための施設の提供</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項</p>	<p>1 カウンターパート制</p> <p>中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県を下表のとおりグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援を行うカウンターパートによる相互支援体制とする。</p> <table border="1" data-bbox="997 1489 1476 1691"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>構成県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グループ1</td> <td>鳥取県 徳島県</td> </tr> <tr> <td>グループ2</td> <td>岡山県 香川県</td> </tr> <tr> <td>グループ3</td> <td>広島県 愛媛県</td> </tr> <tr> <td>グループ4</td> <td>島根県 山口県 高知県</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。</p>	グループ	構成県	グループ1	鳥取県 徳島県	グループ2	岡山県 香川県	グループ3	広島県 愛媛県	グループ4	島根県 山口県 高知県
グループ	構成県											
グループ1	鳥取県 徳島県											
グループ2	岡山県 香川県											
グループ3	広島県 愛媛県											
グループ4	島根県 山口県 高知県											

協 定 名	応援の種類	応援要請の手続
<p>全都道府県広域応援協定 (全都道府県における災害時等の広域応援に関する協定) *平成 24 年5月 18 日締結</p> <p>全都道府県広域応援協定実施細目 (全都道府県における広域応援に関する協定実施細目(災害関係)) *平成 24 年5月 18 日適用</p>	<p>被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。</p> <p>(1)人的支援及び斡旋 ア 救助及び応急復旧等に必要の要員 イ 避難所の運営支援に必要な要員 ウ 支援物資の管理等に必要な要員 エ 行政機能の補完に必要な要員 オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋</p> <p>(2)物的支援及び斡旋 ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資 イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等</p> <p>(3)施設又は業務の提供及び斡旋 ア ヘリコプターによる情報収集等 イ 傷病者の受け入れのための医療機関 ウ 被災者を一時収容するための施設 エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務 オ 仮設住宅用地 カ 輸送路の確保及び物資拠点施設等物資調達、輸送調整に関する支援</p> <p>(4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの</p>	<p>1 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。</p> <p>2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。</p> <p>3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。</p> <p>(1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量 (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容 (3) 職種及び人数 (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路 (5) 応援期間(見込みを含む。) (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項</p>

2 愛媛県からの避難者の受入れ

伊方発電所原子力防災広域連携推進会議において、関係7県が平成27年6月10日に合意した事項に基づき、愛媛県との間で協議し適切に対応する。

また、愛媛県からの避難者の受け入れについては、あらかじめ県内市町村との間で具体的な協議を進める。

伊方発電所原子力防災広域連携推進会議における合意事項

平成27年6月10日

伊方発電所原子力防災広域連携推進会議

伊方発電所原子力防災広域連携推進会議において、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び大分県（以下「関係7県」という。）は、関係7県の県民の安全・安心の確保・向上を図るため、伊方発電所の原子力防災対策に係る次の事項について、広域連携の推進を図ることを合意した。

1 情報交換会の開催

毎年、年度当初及び必要に応じて適宜、課長レベルの情報交換会を開催して、伊方発電所の安全対策及び原子力防災対策の情報共有を図る。

2 連絡通報体制の整備

伊方発電所で原子力災害が発生した場合等における愛媛県から各県への連絡通報体制の整備を図る。

3 愛媛県原子力防災訓練での連携

愛媛県が実施する原子力防災訓練に、各県が参加して原子力防災対策の連携強化を図る。

4 愛媛県オフサイトセンター又は愛媛県庁への各県職員の受入れ

伊方発電所で原子力災害が発生した場合において、愛媛県は、各県からの要請に応じて、愛媛県オフサイトセンター又は愛媛県庁への各県職員の受入れについて調整する。

5 原子力災害時の避難者の受入れ

各県が愛媛県との間で協議し、適切に対応する。

資料編

- 1 高知県原子力災害対策行動計画における配備と対応の概要
- 2 O I L（運用上の介入レベル）と防護措置について
- 3 各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて
- 4 防護措置実施のフロー例（原子力災害対策指針）
- 5 伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書について
- 6 原子力災害時の関係機関への連絡一覧表
- 7 情報収集・伝達・広報 様式 1～4
- 8 広報例文
- 9 モニタリング
 - (1) 別表 1～7
 - (2) 様式 1～8
- 10 各市町村避難所等候補施設数及び収容人数（暫定値）
- 11 四万十市・梶原町・管轄消防機関及び民間バス事業者の車両保有台数
- 12 ヘリコプター離着陸場適地一覧（四万十市西土佐地区・梶原町）
- 13 スクリーニングの実施手順
- 14 飲食物等に係る出荷制限の要請団体一覧表
- 15 摂取制限等に係る各種要請文

1 高知県原子力災害対策行動計画における配備と対応の概要

高知県原子力災害対策行動計画における配備と対応の概要

事態の進展	伊方発電所の周囲で震度5弱以上の地震等	愛媛県において、震度6弱以上の地震等	発電所敷地の境界付近等で0.15 μ Sv/h以上を検出	原子炉冷却材(冷却水)の漏えい等	発電所敷地の境界付近等で5 μ Sv/h以上を検出等	SPEEDIIによる予測結果等により、プルームが本県を通過するとの予測	本県で、20 μ Sv/h以上を検出	本県で、500 μ Sv/h以上を検出	
該当基準	公表要領(※1)	A区分事象							
	原災法(※2)	—	—	—	通報(10条1項)	原子力緊急事態宣言(15条1項)	—		
	業務計画(※3)	—	—	非常準備体制	第1種非常体制	第2種非常体制	—		
	指針(※4)	—	警戒事態	—	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	—	一時移転実施	避難実施
フェーズ	フェーズ0			フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3			
配備体制	情報収集体制			嚴重警戒体制	災害対策本部を設置し、防護措置の準備を行う体制	フェーズ2の体制を増強し、プルーム通過等に対する防護措置を実施する体制			
情報	四国電力	公表と同時に、本県(危機管理部)にメール連絡			愛媛県等と同時に、本県(危機管理部)にFAX、電話又は電子メールで連絡			—	
	高知県	収集	情報収集を実施		愛媛県の災害対策本部に情報連絡要員を派遣	正確な情報収集に努めるとともに、原子力規制委員会に対し、SPEEDIIによる放射性物質の拡散予測データの事前提供を要請	情報収集を継続		
		広報	全市町村及び関係機関に対して、警戒事態の発生等を連絡		発生した事象の概要と今後の予測等についてHP等で広報	・ ツイッターやフェイスブック等も活用し、県民等に情報発信 ・ 報道機関への情報提供を随時実施	・ 災害の現状や今後の予測等に加えて、住民等の取るべき措置について、重点的に広報 ・ 市町村が避難の勧告等をした場合は、避難が円滑に行われるよう、報道機関等を通じて広報		
屋内退避	—			市町村に対して、防災行政無線の点検や広報車の準備など、住民等への情報伝達体制を整えるよう要請	市町村に対して、屋内退避等の勧告又は指示を速やかに出せる体制を整えておくことや、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うよう要請	通過予測地区の住民等に対して、屋内退避の勧告等を行うよう、市町村に要請	—		
一時移転・避難	—				空間放射線量率の上昇等により住民等の一時移転が必要となる事態を想定し、受け入れ可能な避難所の開設準備を市町村に要請	予測線量 [*] が500 μ Sv/hを超えるおそれがある場合、避難の勧告等をするよう、市町村に要請	1日以内に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施するよう、対象となる市町村に要請	数時間内に区域を特定し、直ちに避難を実施するよう、対象となる市町村に要請	
モニタリング	—			原子力規制委員会と調整のうえ、緊急時のモニタリング計画に基づいて測定地点及び対象を想定するとともに、サーベイメータの搬送準備を実施	・ 原子力規制委員会と調整のうえ、フェーズ1において想定した箇所において、緊急時モニタリングを開始 ・ 空間放射線量率と県民への影響が大きい水道飲料水等を対象として実施	・ 緊急時モニタリングを継続するとともに、機器が不足する場合には、原子力規制委員会等と協議のうえ、速やかに資機材を調達 ・ 海上や上空のモニタリングについては、原子力規制委員会に要請 通過予測地区等で新たな地点を選定し、モニタリングを実施	—		
安定ヨウ素剤	—			配布対象となることが予想される市町村と搬送時期や数量等について調整を実施	・ 安定ヨウ素剤を備蓄する市町は、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、対象となる住民等へ配布 ・ その他の市町村で配布が必要となった場合は、国等の備蓄も含め県が調達し、対象となる住民等へ配布	原子力規制委員会が決定する方針等により、安定ヨウ素剤の服用を指示	—		
保健医療	—			住民等のスクリーニングや被ばく線量の測定、除染等に備えて、関係医療機関に対して情報提供を実施	・ 放射線による健康への影響についての具体的な相談に応じるため、健康相談窓口を健康政策部内に設置 ・ 住民等のスクリーニングや被ばく線量の測定、除染等を実施するための医師、放射線技師を始めとする人員や資機材等を確保	・ スクリーニングや被ばく線量の測定等を行い、放射性物質による体表面汚染がある場合には、除染等を実施 ・ 住民等に対し、放射線被ばくによる影響について説明し、健康に対する不安や内部被ばくの予防等について個別に健康相談を行い、必要な場合は医療機関を紹介 ・ 県内の医療機関で対応が困難な場合は、速やかに県外の被ばく医療機関に搬送	—		
学校等での安全対策	—			学校等に発生した事象の概要と今後の予測等を周知	学校等に園児、児童及び生徒の屋内退避等を要請	避難の勧告等が出た場合は、速やかな実施を要請			
広域避難	—			—	・ 県外等からの広域的な避難を想定し、受け入れ可能な避難所を把握 ・ 他県から要請があった場合は、市町村と調整を行い、選定した避難所へ一時的に受け入れ ・ 避難者の住居や食事、医療、教育、介護などのニーズを把握するよう、市町村へ要請するとともに、その支援を実施	—			
物資の調達と供給	—			—	市町村の要請に基づいて物資の供給を行い、物資が不足する場合は、国や災害時応援協定を締結する他の都道府県に対して物資の調達を要請	—			
緊急輸送活動	—			—	人員の搬送や物資の輸送、避難誘導等について、消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁、トラック協会、バス協会等に協力や支援を要請	—			
県産品の検査と観光対策	—			—	・ 県産品の検査に必要な準備を実施 ・ 各観光施設に対して、発生した災害の状況等に関する情報提供を行うとともに、HP等での情報発信のために助言	・ あらかじめ整理した農林水産物や室戸海洋深層水について、順次検査を実施 ・ 検査結果が基準値を超えるときは、国の指示により、摂取制限や出荷制限等を実施 ・ 大気、土壌、海水等の放射線の検査、測定を実施 ・ 検査、測定結果は、県のHP等で広報し、市町村等にも情報発信を要請	—		

※1:「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」

※2:「原子力災害対策特別措置法」

※3:「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」

※4:「原子力災害対策指針」

2 O I L（運用上の介入レベル）と防護措置について

〇 I L (運用上の介入レベル) と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	〇 I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に 区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	〇 I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
β 線 : 13,000 cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)						
早期防護措置	〇 I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	〇 I L 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	〇 I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}				
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg				
プロトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg				
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる〇 I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には〇 I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。〇 I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が〇 I L 1の基準値を超えた場合、〇 I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が〇 I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が〇 I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2における〇 I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については、我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

出典：原子力災害対策指針（原子力規制委員会）

3 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて（抜粋）

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行為警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができな事又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

出典：原子力災害対策指針（原子力規制委員会）

【参考】

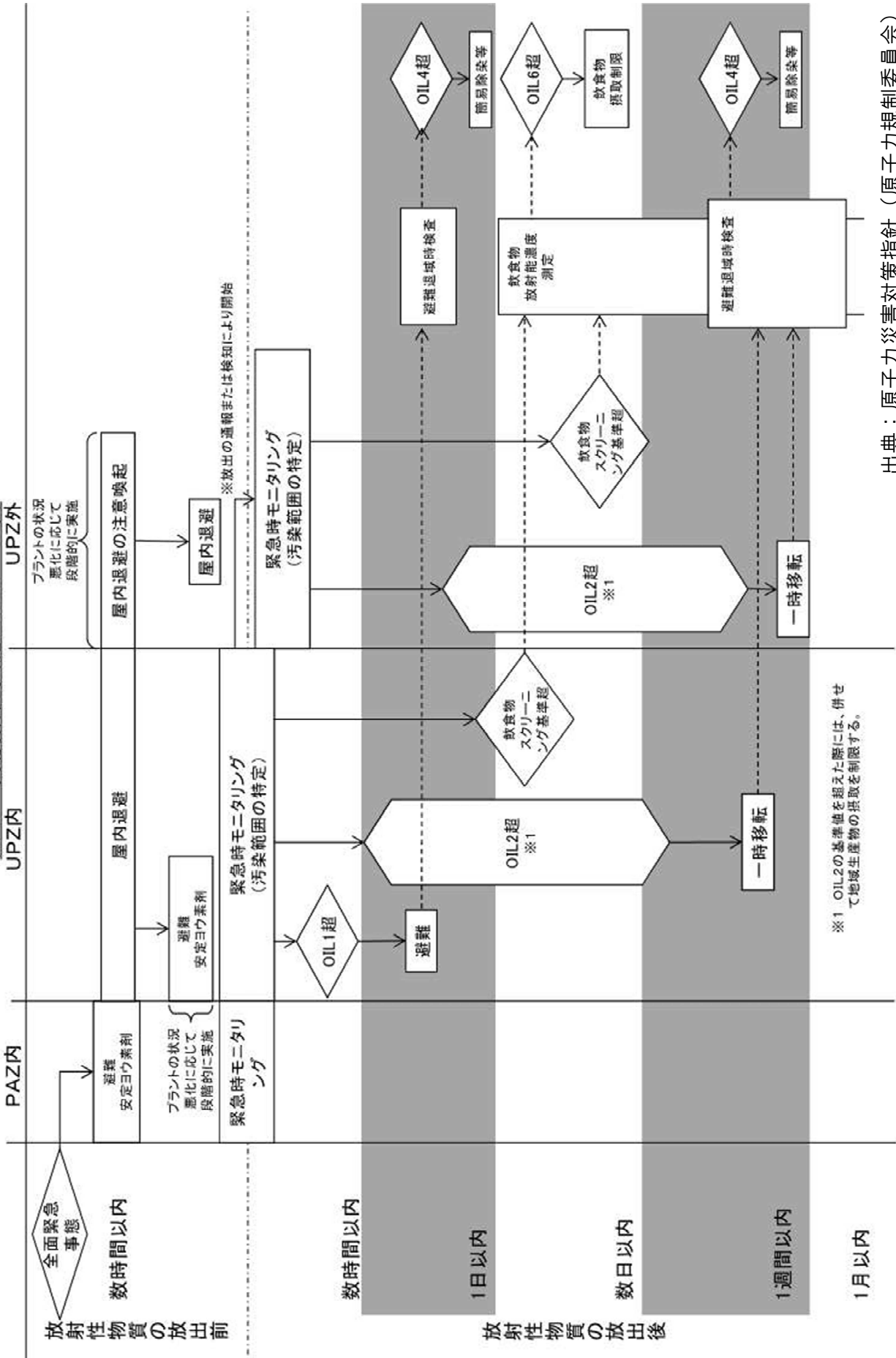
伊方発電所 設備概要

		1号機	2号機	3号機
定格電気出力		56.6万kW	56.6万kW	89万kW
原子炉型式		加圧水型軽水炉 (2ループ)	同左	同左 (3ループ)
燃料	種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン ウラン・プルトニウム混合酸化物
	全ウラン装荷量	約49トン	約49トン	約74トン
運転開始 (運転停止)		1977年9月30日 (2011年9月4日)	1982年3月19日 (2012年1月13日)	1994年12月15日 (2017年10月3日)
運転終了		2016年5月10日	2018年5月23日	

※3号機については2011年4月29日から2016年8月12日までの間は運転停止

4 防護措置実施のフロー例（原子力災害対策指針）

図1 防護措置実施のフローの例



出典：原子力災害対策指針（原子力規制委員会）

5 伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書
について

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（抜粋）

愛媛県（以下「甲」という。）及び伊方町（以下「乙」という。）と四国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、丙が発電所周辺の安全確保及び環境保全について、最大の努力をする責務を有するものであることを確認し、これが一層の徹底を期することにより、地域住民の福祉に資することを目的として、次のとおり協定する。

【中略】

（異常時における措置及び連絡）

第11条 丙は、原子炉施設その他発電所の施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、速やかに、原子炉の停止、出力制限その他の必要な措置を講じなければならない。

2 丙は、次に掲げる事態が発生したときは、甲及び乙に対し、直ちに電話により通報するとともに、事態の経過に応じ速やかに文書で連絡しなければならない。

- (1) 法令、保安規定等又はこの協定に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき。
- (2) 発電所従事者その他発電所に立ち入る者の被ばくが、法令に定める許容被ばく線量を超えたとき、又は許容被ばく線量以下の被ばくであっても被ばく者に対し特別の措置を行ったとき。
- (3) 原子炉施設の故障等により、原子炉が停止したとき、又は原子炉を停止する必要性が生じたとき。
- (4) 前号に定めるもののほか、原子炉運転中に原子炉施設の故障等により出力抑制その他の措置（日常補修的措置を除く。）が必要となったとき。
- (5) 放射性物質又は放射性物質により汚染されたものが管理区域外に漏えいしたとき。
- (6) 核燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物が盗取され、又は所在不明になったとき。
- (7) 核燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物の輸送中に事故（放射性物質による汚染を伴わないものを含む。）が発生したとき。
- (8) 発電所において、火災その他の災害が発生したとき。
- (9) 送電線の故障等原子炉施設以外の故障により、計画外に出力抑制したとき、又は発電停止したとき。
- (10) 前各号に定めるもののほか、国への報告を要する事態が発生したとき。
- (11) その他異常事態が発生したとき。

6 原子力災害時の関係機関への連絡一覧表

原発災害時連絡先一覧（庁内関係課、防災関係機関）

	機 関 名	F A X 番 号
1	広報広聴課	0 8 8 - 8 7 2 - 5 4 9 4
2	財政課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 7 6 8
3	健康長寿政策課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 1 3 7
4	医療政策課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 1 3 7
5	医事薬務課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 1 3 7
6	健康対策課	0 8 8 - 8 7 3 - 9 9 4 1
7	食品・衛生課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 6 4
8	地域福祉政策課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 0 7
9	文化振興課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 9 6
1 0	計画推進課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 5 5
1 1	地産地消・外商課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 6 2
1 2	中山間地域対策課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 5 8
1 3	交通運輸政策課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 5 2 6
1 4	商工政策課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 6 1
1 5	観光政策課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 5 6
1 6	農業政策課	0 8 8 - 8 2 1 - 4 5 1 9
1 7	林業環境政策課	0 8 8 - 8 2 1 - 4 5 7 6
1 8	新エネルギー推進課	0 8 8 - 8 2 1 - 4 5 3 0
1 9	水産政策課	0 8 8 - 8 2 1 - 4 5 2 7
2 0	土木政策課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 6 3
2 1	会計管理課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 7 7 1
2 2	議会事務局 総務課	0 8 8 - 8 7 2 - 8 4 1 1
2 3	公営企業局 県立病院課	0 8 8 - 8 2 1 - 4 5 0 9
2 4	教育委員会事務局 教育政策課	0 8 8 - 8 2 1 - 4 5 5 8
2 5	県警察本部・災害対策課	0 8 8 - 8 7 2 - 7 8 5 3
2 6	陸上自衛隊高知駐屯地	0 8 8 7 - 5 5 - 3 1 7 1 (内 239)
2 7	陸上自衛隊高知地方協力本部	0 8 8 - 8 2 2 - 6 1 3 0
2 8	高知地方气象台	0 8 8 - 8 7 1 - 5 6 6 9
2 9	高知海上保安部	0 8 8 - 8 3 2 - 7 1 4 1
3 0	日本赤十字社高知県支部	0 8 8 - 8 7 2 - 6 2 9 9
3 1	高知県医師会	0 8 8 - 8 2 4 - 5 7 0 5
3 2	高知県放射線技師会	0 8 8 - 8 7 2 - 4 5 8 5
3 3	高知県薬剤師会	0 8 8 - 8 2 2 - 8 7 3 4
3 4	高知県看護協会	0 8 8 - 8 4 4 - 0 0 5 3
3 5	高知県社会福祉協議会	0 8 8 - 8 4 4 - 3 8 5 2

	機 関 名	F A X 番 号
36	一般社団法人高知県バス協会	088-866-0506
37	一般社団法人高知県トラック協会	088-831-0630

原発災害時連絡先一覧（報道機関）

	機 関 名	電 話 番 号
1	NHK高知放送局	088-823-9580
2	RKC高知放送	088-825-4215
3	KUTVテレビ高知	088-880-1133
4	KSS高知さんさんテレビ	088-880-1234
5	エフエム高知	088-872-1104

7 情報収集・伝達・広報 様式1～4

(様式1)

F A X 送信票	
発信年月日	平成 年 月 日 時 分
送信先	高知県災害対策本部
発信者	愛媛県災害対策本部（オフサイトセンター）連絡員 _____ TEL : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇（直通）
件名	愛媛県災害対策本部（オフサイトセンター）で収集した情報等（第〇報）
枚数	A 3 枚 A 4 枚（本送付状を含まない）
要旨	<p>(例文)</p> <p>愛媛県災害対策本部（オフサイトセンター）内で収集した情報等について、以下のとおり報告します。</p> <ul style="list-style-type: none">・〇時〇分、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、P A Z 圏内及び予防避難エリア（伊方発電所以西）に避難指示。・〇時〇分現在、緊急時モニタリングの速報値は平常値。

※この送付状が誤って送付された場合は、ご連絡ください。

(様式2)

伊方発電所からの異常通報連絡関係情報（愛媛県公表資料）	
発信年月日	平成 年 月 日 時 分
送信先	各市町村・消防本部（局） 防災担当課 御中 防災関係機関 御中 県庁内関係各課 御中
発信者	高知県 危機管理部 危機管理・防災課 TEL：088-823-9311（直通） FAX：088-823-9253 E-mail：010101@ken.pref.kochi.lg.jp
件名	
枚数	A3 枚 A4 枚（本送付状を含まない）
要旨	<p>（例文1 周辺への影響がなく比較的軽微な事象） 標記のことについて、愛媛県から情報提供がありました。 なお、この事象による周辺環境への影響はありません。 詳細は、下記の高知県ホームページに掲載していますので、 ご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">（県ホームページ・アドレスを記載）</p> <p>（例文2 周辺へ影響するおそれがあり、緊急性の高いもの） 標記のことについて、別紙のとおり愛媛県から情報提供がありましたので通知します。 現時点では、本県への影響はありませんが、万一に備え、住民への広報など所用の対応に向けた準備をお願いします。</p> <p><発信者> 高知県 危機管理部 危機管理・防災課 TEL：088-823-9311（直通） FAX：088-823-9253</p>

※この送付状が誤って送付された場合は、ご連絡ください。

(様式3)

報道機関用

平成 年 月 日

お 知 ら せ

伊方発電所からの異常通報連絡関係情報（愛媛県公表資料）

標記の件について、別紙のとおり、愛媛県から情報提供がありましたのでお知らせします。

（以下、例文）

- ①なお、この事象による本県への影響等については、現在のところ、確認できていません。
- ②県としては、引き続き情報収集に努めるとともに、必要に応じて、適宜、情報提供を行ってまいります。
- ③県としては、この連絡を受けて、情報収集体制を配備しましたので併せてお知らせします。

等

【お問い合わせ】

高知県 危機管理部 危機管理・防災課（TEL 088-823-9311）
（TEL 088-823-9320）

(様式4)

住民等への情報伝達、広報に関する指示	
発信年月日	平成 年 月 日 時 分
送信先	関係機関 各位
発信者	高知県 危機管理部 危機管理・防災課 TEL : 088-823-9311 (直通) FAX : 088-823-9253 E-mail : 010101@ken.pref.kochi.lg.jp
件名	
枚数	A3 枚 A4 枚 (本送付状を含まない)
要旨	<p>伊方発電所の事故に伴い、次の措置をとることになりましたので、貴機関におかれては、直ちに住民等への伝達をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">○事故情報の伝達○屋内退避の注意喚起、指示○避難指示○交通規制の実施○飲料水・飲食物の摂取制限 <p>など広報文例を参考に、伝達すべき内容を記載。</p> <p><発信者> 高知県 危機管理部 危機管理・防災課 TEL : 088-823-9311 (直通) FAX : 088-823-9253</p>

※この送付状が誤って送付された場合は、ご連絡ください。

8 広 報 例 文

○事故発生時（第1報）【フェーズ0】

こちらは、〇〇市（自治体名）です。緊急のお知らせです。

四国電力伊方原子力発電所で 時 分頃、〇〇が××する事故が発生しました。現在、事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。

（現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はなく、また県内〇ヶ所に設置しているモニタリングポストの測定値は通常の範囲内にあります。）

住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市からのお知らせでした。

○事故状況の広報【フェーズ0】

こちらは、〇〇市（自治体名）です。

四国電力伊方原子力発電所の事故の状況についてお知らせします。

（事故状況の概要をお知らせ）

また県内〇ヶ所に設置しているモニタリングポストの測定値は通常の範囲内にあります。

引き続き、住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市からのお知らせでした。

○災害対策本部等設置時【フェーズ1】

こちらは、〇〇市（自治体名）です。

〇〇市では、四国電力伊方原子力発電所の事故に関して、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集や対応を行っています。

（事故状況の概要をお知らせ）

また県内〇ヶ所に設置しているモニタリングポストの測定値は通常の範囲内にあります。

引き続き、住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

なお、今後は、定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市からのお知らせでした。

○屋内退避の注意喚起【フェーズ2】

〇〇市（自治体名）災害対策本部からのお知らせです。

四国電力伊方原子力発電所の事故の影響により、発電所周辺の大気中の放射線量率が上昇しています。

また県内〇ヶ所に設置しているモニタリングポストの測定値は通常の範囲内にあります。

現時点で、屋内退避をしていただく必要はありませんが、今後の状況によっては、屋内退避を指示する可能性もあります。

できるだけ不要不急の外出は減らし、換気や窓の開閉を少なくするよう心掛けてください。

また、万一、体調に異常を感じた場合は、速やかに屋内に入って安静にしてください。

（以上繰り返し）

○屋内退避【フェーズ3】

〇〇市（自治体名）災害対策本部です。緊急のお知らせです。

〇〇市災害対策本部では、四国電力伊方原子力発電所の事故に関して、次の区域の皆さまに自宅などの屋内に退避していただくことを決定しました。

対象区域は、〇〇地区、××地区・・・・です。

対象区域の皆さまは、今後、指示があるまでは屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。

また、この地区内に滞在している旅行者等は、区域外に退出するか、宿泊先に戻って同様の対応をしてください。

この区域内の交通は規制されますので、警察官や本部派遣員などの誘導、指示に従って区域外に退出してください。

その他の区域の皆さんは特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

なお、今後も定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市災害対策本部からのお知らせでした。

○コンクリート屋内退避【フェーズ3】

〇〇市（自治体名）災害対策本部からのお知らせです。

〇〇市災害対策本部では、次の区域の皆さまにコンクリート建造物等への屋内退避をしていただくことを決定しました。

対象区域及び待避所は、〇〇地区は××です・・・・

対象区域の皆さまは、慌てずに落ち着いて、火の元や戸締まりなどに気を付けて、貴重品や着替えなど最小限の持ち物を準備して指定された避難所までお集まりください。

この区域内の交通は規制されますので、警察官や本部派遣員などの誘導、指示に従って区域外に退出してください。

その他の区域の皆さんは特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

なお、今後も定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市災害対策本部からのお知らせでした。

○一時移転、避難【フェーズ3】

〇〇市（自治体名）災害対策本部からのお知らせです。

〇〇市災害対策本部では、次の区域の皆さまに一時移転（避難）していただくことを決定しました。

対象区域は、〇〇地区、××地区・・・・です。

〇〇地区の皆さんは、本部派遣員・消防団等の指示により、〇〇時××分までに××に集合してください。なお、一時移転（避難）先は〇〇です・・・・

一時移転（避難）先の〇〇へはバスで移動します。

火の元や戸締まりなどに気をつけて、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして歩いてお集まりください。

また、今後の情報に十分注意し、慌てず落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、〇〇市災害対策本部へご連絡ください。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市災害対策本部からのお知らせでした。

○屋内退避、一時移転、避難の区域の周知【フェーズ3】

〇〇市（自治体名）災害対策本部からのお知らせです。

〇〇市では、四国電力伊方原子力発電所の事故に関して、

〇〇地区に一時移転（避難）、

××地区にコンクリート屋内退避

△△地区に屋内退避

の指示をしました。

その他の区域の皆さんは、一時移転（避難）、屋内退避の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

なお、一時移転（避難）、屋内退避の地区は、交通規制をしますので指定された車両以外の進入はご遠慮ください。

また、今後の情報に十分注意し、慌てず落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、〇〇市災害対策本部へご連絡ください。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市災害対策本部からのお知らせでした。

○交通規制の実施【フェーズ3】

〇〇市（自治体名）災害対策本部からのお知らせです。

〇〇市では、四国電力伊方原子力発電所の事故により、高速道路や一般道路で交通規制を実施しています。

警察の指示により、落ち着いて運転してください。

なお、混雑を避けるため、無用な外出や車の運転は、なるべく控えてください。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市災害対策本部からのお知らせでした。

○飲料水・飲食物摂取制限の実施【フェーズ3】

〇〇市（自治体名）災害対策本部です。緊急のお知らせです。

四国電力伊方原子力発電所で発生した事故に関するお知らせです。

放射性物質が外部に漏れたことが確認されています。基準値を超えましたので〇〇市の一部の地域で飲み水や畑の農作物の摂取が制限されます。

（飲料水の摂取制限の場合）

次の地区では、水道水や井戸水を飲まないようにしてください。

対象地区は、〇〇地区、××地区……です。

対象地区の皆さんは、水道水や井戸水を飲まないようにしてください。

（飲食物の摂取制限の場合）

次の地区では、畑や庭でとれる野菜・果物などを食べないようにしてください。

対象地区は、〇〇地区、××地区……です。

対象地区の皆さんは、畑や庭の野菜・果物などを食べないように注意してください。

その他の地域の皆さんは特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

なお、今後も定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市災害対策本部からのお知らせでした。

○屋内退避等防護措置の実施の必要がない場合

〇〇市（自治体名）災害対策本部です。

四国電力伊方原子力発電所で発生した事故に関してのお知らせです。

放射性物質が外部に漏れたことは確認されていますが、〇〇市では、現在のところ放射性物質の影響はなく、屋内退避等の必要はありません。

住民の皆さんは特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

なお、今後も定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市災害対策本部からのお知らせでした。

○全面緊急事態、屋内退避等防護措置の解除

（防護対策を実施している場合）

〇〇市（自治体名）災害対策本部からのお知らせです。

〇〇時××分、四国電力伊方原子力発電所の〇〇事故による「全面緊急事態」は解除されました。

このため、本日、午前（午後）〇〇時××分をもって、〇〇措置（屋内退避、摂取制限など）の指示を解除します。

今後、新たに避難などの対策が必要となることはありませんので、住民の皆さんは普段どおりの生活にお戻りください。

なお、交通機関等が正常に戻るまでには時間がかかりますので、関係機関の指示に従い、落ち着いて行動してください。

〇〇市では、引き続き情報収集にあたっていきます。

困ったことがありましたら、〇〇市災害対策本部へご連絡ください。

（以上繰り返し）

以上、〇〇市災害対策本部からのお知らせでした。

○全面緊急事態、屋内退避等防護措置の解除
(防護対策を実施していない場合)

〇〇市(自治体名)災害対策本部からのお知らせです。

〇〇時××分、四国電力伊方原子力発電所の〇〇事故による「全面緊急事態」は解除されました。

このため、本日、午前(午後)〇〇時××分をもって、〇〇市(地区)で実施されていた〇〇措置(屋内退避、摂取制限など)の指示は解除されました。

今後、新たに避難などの対策が必要となることはありませんので、住民の皆さんは普段どおりの生活にお戻りください。

なお、交通機関等が正常に戻るまでには時間がかかりますので、関係機関の指示に従い、落ち着いて行動してください。

〇〇市では、引き続き情報収集にあたっていきます。

困ったことがありましたら、〇〇市災害対策本部へご連絡ください。

(以上繰り返し)

以上、〇〇市災害対策本部からのお知らせでした。

9 モニタリング

<別表 1～7>

別表1

緊急時モニタリングを実施するための資機材は次のとおりとする。

区分	モニタリング資機材	須崎福	幡多福	衛生研	環境研	関係市	安芸福	中央東	中央西	環境農	高知市	高知工	合計
		祉保健	祉保健	究所	究セン	町	祉保健	福祉保	福祉保	業推	保健所	科大	
現地調査 チーム	・空間放射線量率測定チーム	NaIシンチレーション式サーベイメータ	3	3	3		4	1	1	1	1	3	20
	・試料サンプリング (飲料水)	採水容器			10		20						
計測チーム	ゲルマニウム半導体検出器			2								1	3
	NaIシンチレーション式測定器										1	1	2
	マリネリ容器			10									10
衛生研究所モニタリングポスト監視チーム	固定型モニタリングポスト			7									7
環境研究センターモニタリングポスト監視チーム					1								1
体表面等汚染測定チーム	GM管式サーベイメータ	2	2	4								1	9
その他	個人線量計※	14	14	25								10	63

※ 福祉保健所で保管管理分は、一部、関係市町に配分する。校正及びクロスチェック等を確認し使用する。

別表2

緊急時モニタリングの実施体制は次のとおりとする。

		平常時	フェーズ0 警戒時	フェーズ1(施設敷地緊急事態) モニタリング準備	フェーズ2(全面緊急事態) モニタリング開始	フェーズ3 モニタリング強化	
対応		放射線・放射能に関する知識及び測定機器の正確な取扱を習得し、平常時モニタリングを実施する。	事象の情報を収集し、モニタリングに備える。	緊急時モニタリング班を設置し、緊急時モニタリングが迅速に実施できるよう準備を行う。また、平常時モニタリングの強化を行う。	緊急時モニタリング班による緊急時モニタリングを実施する。	フェーズ2における緊急時モニタリングの強化を実施する。	
緊急時モニタリング班	関係市町村	試料サンプリング(飲料水)	①放射線・放射能に関する知識の習得 ②測定機器の正確な取扱の習得	①放射線・放射能に関する情報を収集しながら、サンプリングに備える	①試料サンプリング(飲料水)要員の確保 ②サンプリング容器の準備 ③サンプリング地点の確認 ④防護服等の準備	①サンプリング開始 ②県福祉保健所の試料搬送チームへ搬入	
	県福祉保健所(須崎・幡多)	現地調査チーム長	①放射線・放射能に関する知識の習得 ②測定機器の正確な取扱の習得	①放射線・放射能に関する情報を収集しながら、各チームの編成に備える	①現地調査チームの準備状況の把握 ②各情報伝達経路の確認	現地調査チームを統括し、緊急時モニタリング実施状況を把握する	
		現地調査チーム	空間放射線量率測定チーム		①空間ガンマ線測定チームの編成 ②測定機器等の確認 ③測定地点の確認 ④防護服等の準備	①測定地点において空間放射線量率を測定 ②結果を情報収集チームへ報告	
			試料サンプリングチーム(飲料水以外)		①試料サンプリングチーム(飲料水以外)の編成 ②防護服等の準備	飲料水以外の試料について測定する必要がある場合にサンプリングを開始	
			試料搬送チーム		①試料搬送チームの編成 ②搬送経路の確認	採取された試料を衛生研究所へ搬送	
			体表面等汚染測定チーム		①体表面等汚染測定チームの編成 ②測定機器等の確認 ③防護服等の準備	①試料サンプリングチーム及び空間ガンマ線測定チームの体表面汚染を測定 ②測定結果を情報収集チームへ報告	
	衛生研究所	緊急時モニタリング班長	①平常時モニタリングの実施 ②放射線・放射能に関する知識の習得 ③測定機器の正確な取扱の習得	①放射線・放射能に関する情報を収集しながら、各局のモニタリングデータの監視を強化する。	①各チームの準備状況の把握 ②各情報伝達経路の確認	モニタリング班を統括し、緊急時モニタリングを指揮	ブルームの通過地区情報により、その他の品目の追加や測定地点の拡大を検討し、モニタリングを強化
		情報収集チーム長			①情報収集チームの情報把握 ②各情報入手状況の確認	情報収集チームを統括し、モニタリング情報を把握する	
		情報収集チーム			①各報告様式を準備	各チームの情報を集約し緊急時モニタリング班長へ報告、また結果を災害対策本部へ報告	
		計測チーム			①各測定容器等を準備	①試料測定を開始 ②測定結果を情報収集チームへ報告	
		モニタリングポスト監視チーム			①モニタリングポスト(四万十市)測定値の監視を開始	①モニタリングポスト監視の開始 ②測定結果を情報収集チームへ報告	
		体表面等汚染測定チーム			①体表面等汚染測定チームの編成 ②測定機器等の確認 ③防護服等の準備	①試料搬送チームの体表面汚染を測定 ②測定結果を情報収集チームへ報告	
環境研究センター	モニタリングポスト監視チーム	①モニタリングポスト(梶原町)測定値の監視を開始	①モニタリングポスト監視の開始 ②測定結果を情報収集チームへ報告				

別表3

緊急時モニタリング班の実施内容及びモニタリング要員は次のとおりとする。

緊急時モニタリング班	業務内容	協力機 関 関係 市町※	実施機関			機 関 総 数	モニタリング要員		要 員 総 数
			福祉保 健所	衛生 研究 所	環境研 究セ ン ター		1機 関 班 数	1機 関 要 員 数	
緊急時モニタリング班長 (衛生研究所長、所長不在の場合は技術次長)	モニタリング班を総括し、緊急時モニタリングを指揮			1		1		1	1
情報収集チーム長 (衛生研究所、技術次長又は生活科学課長)	情報収集チームを統括する			1		1	1	1	3
情報収集チーム	1 各班からの測定結果等を収集、整理、報告及び連絡 2 原子力災害情報の収集、整理、報告						1	2	
計測チーム	採取試料の精密測定及び解析			1		1	1	4	4
衛生研究所モニタリングポスト監視チーム	モニタリングポストによる空間ガンマ線量率を連続監視			1		1	1	2	4
環境研究センターモニタリングポスト監視チーム					1	1	1	2	
現地調査チーム長 (須崎・幡多福祉保健所衛生環境課長)	現地調査チームを統括する		2			2		1	2
現地調査 チーム	・空間放射線量率測定チーム		2			2	2	4	8
	・試料サンプリング(飲料水)	4				4	1	2	8
	・試料サンプリングチーム(飲料水以外)		2			2	1	2	4
	・試料搬送チーム		2			2	1	1	2
体表面等汚染測定チーム	体表面汚染等の測定		2	1		3	1	2	6
合計									42

※関係4市町：宿毛市、四万十市、四万十町、梶原町

※本表におけるモニタリング要員はフェーズ1及び2の対応とし、フェーズ3においては必要に応じてモニタリング要員を増員する。

別表4

緊急時モニタリング実施地点及び頻度は次のとおりとする

緊急時モニタリング項目		フェーズ2(全面緊急事態)				フェーズ3
		市町名	初期	事態進展期		
			測定地点	測定追加地点		
空間放射線量率	須崎福祉保健所	梶原町	1. 富永	1. 越知面	初期の測定において、異常値(※)が計測された場合に、同市町内で左記測定地点を追加する。[降水後の降下ばいじん等の影響も考慮し、1日の測定回数を2~3回とする。]	ブルームの通過地区情報により、その他の品目の追加や測定地点の拡大を検討し、モニタリングを強化する。
			2. 川西路	2. 松原		
		四万十町	1. 古城	1. 大井川		
			2. 十和川口	2. 大正大奈路		
	幡多福祉保健所	四万十市	1. 江川崎	1. 江川		
			2. 口屋内	2. 大宮		
		宿毛市	1. 橋上	1. 小筑紫		
			2. 宿毛	2. 平田		
サンプリング(飲料水)	須崎福祉保健所	梶原町	六丁[簡水]	初期の飲料水サンプルから人工放射性核種が計測された場合又は空間放射線量率測定において異常値(※)が計測された場合に、同一地点を1日3回測定又は県と市町で協議して測定地点の拡大を検討する。		
		四万十町	地吉[簡水]			
	幡多福祉保健所	四万十市	下方[簡水]			
		宿毛市	山北[簡水]			
サンプリング(その他)	空間放射線量率の測定結果が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場合は、飲料水以外の飲食物についても放射性核種濃度の測定を検討する。					

※異常値について 空間放射線量率が四万十市で $0.17 \mu\text{Sv/h}$ 又は梶原町で $0.14 \mu\text{Sv/h}$ を超えた場合

四万十市のモニタリングポストの空間線量率は平均で1時間あたり $0.06 \mu\text{Sv}$ であり、梶原町は $0.03 \mu\text{Sv}$ である。

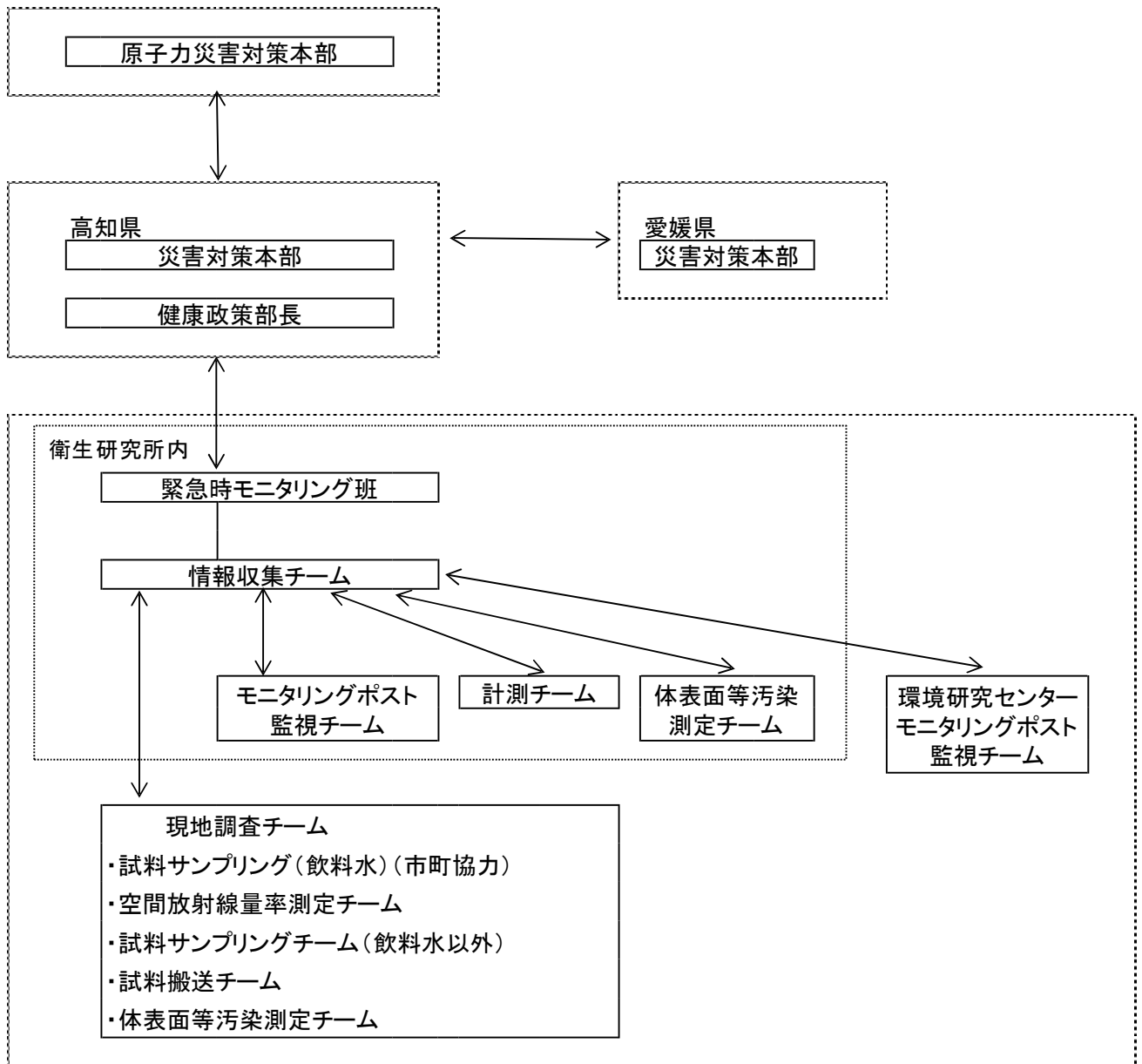
ICRP(国際防護委員会)が勧告している一般住民が受ける線量限度は、医療被ばくや自然由来を除いて1年間で 1mSv であり、時間あたりに換算すると $0.114 \mu\text{Sv}$ となる。

各モニタリングポストの空間線量率の平均値を自然由来の放射線の寄与と考えて、この合計値を安全側に考えたものをそれぞれのトリガー値とする。

別表5

測定項目	測定機器等	測定方法	報告様式	測定地点図
空間放射線量率	モニタリングポスト(NaI(Tl)シンチレーション検出器)	「連続モニタによる環境 γ 線測定法(文部科学省)」等による。	様式1	資料1
	NaIシンチレーション式サーベイメータ	定点測定 「空間 γ 線スペクトル測定法(文部科学省)」等による。	様式2	
環境試料中放射性物質濃度	ゲルマニウム半導体検出器	定点での試料採取 「緊急時における放射性ヨウ素測定法(文部科学省)」、「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省)」等による。 「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省)」等による。	様式3	
体表面汚染	GM管式サーベイメータ	—	様式4	—

別表6



別表 7

被ばく管理基準

		緊急事態応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	
実効線量		① 5年間	1 0 0 m S v
		② 1年間	5 0 m S v
		③ 3カ月	5 m S v
		④ 妊娠中の女性 (内部被ばく)	1 m S v
等価線量	目の水晶体	1年間	1 5 0 m S v
	皮膚	1年間	5 0 0 m S v
	腹部表面	妊娠中の女性	2 m S v

モニタリング

<様式 1 ~ 8 >

気象情報収集結果

No.	発受信日時	発信者		受信者	
		機関	氏名	機関	氏名
	年 月 日 :				
	年 月 日 :				

測定機関	測定場所	測定日時	測定項目				
			風向	風速	雨量	降雨の有無	備考
高知地方気象台(地域気象観測所)	本山	年 月 日					
	長岡郡本山町本山	:					
	佐川	年 月 日					
	高岡郡佐川町丙	:					
	高知	年 月 日					
	高知市比島町 高知地方気象台	:					
	安芸	年 月 日					
	安芸市伊尾木	:					
	梶原	年 月 日					
	高岡郡梶原町 川西路	:					
	中村	年 月 日					
	四万十市入田 字長善寺前	:					
	本川	年 月 日					
	吾川郡いの町 脇ノ山宇根藤	:					
	江川崎	年 月 日					
	四万十市西土佐 用井	:					
	宿毛	年 月 日					
	宿毛市片島	:					
	清水	年 月 日					
	土佐清水市足摺岬	:					
	船戸	年 月 日		—	—		
	高岡郡津野町船戸	:					
		年 月 日					
		:					
	年 月 日						
	:						

測定 機関	測定場所	測定日時	測定項目				
			風向	風速	雨量	降雨の有無	備考
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					
		年 月 日					
		:					

モニタリングポスト等測定結果

No.	発受信日時	発信者		受信者	
		機関	氏名	機関	氏名
	年 月 日				
	:				
	年 月 日				
	:				

地点 番号	測定局名 設置場所	測定値	測定日時				
			単 位	年	月	日	時
1	高知県保健衛生総合庁舎		μ Gy/h				
	高知市丸の内						
2	安芸広域公園里のゾーン		μ Gy/h				
	安芸市川北乙						
3	中央東土木事務所本山事務所		μ Gy/h				
	長岡郡本山町本山						
4	中央西福祉保健所		μ Gy/h				
	高岡郡佐川町甲						
5	中村高等技術学校		μ Gy/h				
	四万十市具同						
6	国設梶原酸性雨		μ Gy/h				
	高岡郡梶原町太郎川						
7	梶原町坪野田地区		μ Gy/h				
	高岡郡梶原町坪野田						
8	西土佐中学校		μ Gy/h				
	四万十市西土佐用井						
			μ Gy/h				
			μ Gy/h				
			μ Gy/h				
			μ Gy/h				
			μ Gy/h				
			μ Gy/h				

※平常値は降雨時外の「平均値」～「平均値+標準偏差の3倍」の範囲を示す。

空間放射線量率測定結果

No.	発信者		受信者	
	機関	氏名	機関	氏名
	年 月 日			
	年 月 日			

班名	地点番号	地点名	緯度	経度	発電所からの方位・距離	入力者名	空間放射線量率 (μGy/h)		備考
							測定日時	測定値	
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		
							年 月 日		

サンプリング者被ばく結果

所属名	
班名	
氏名	

No.	発信者		受信者	
	機関	氏名	機関	氏名
	発受信日時			
	年	月	日	
		:		
	年	月	日	
		:		

No	作業日時		作業時間	被ばく線量 (線量計指示値)	積算線量	作業地域等	備考
	作業開始日時	作業開始日時					
1	年 月 日	年 月 日	:	μSv	μSv		
2	年 月 日	年 月 日	:	μSv	μSv		
3	年 月 日	年 月 日	:	μSv	μSv		
4	年 月 日	年 月 日	:	μSv	μSv		
5	年 月 日	年 月 日	:	μSv	μSv		
6	年 月 日	年 月 日	:	μSv	μSv		
7	年 月 日	年 月 日	:	μSv	μSv		
8	年 月 日	年 月 日	:	μSv	μSv		
9	年 月 日	年 月 日	:	μSv	μSv		
10	年 月 日	年 月 日	:	μSv	μSv		

飲料水放射性物質濃度測定結果

No.	発信日時		受信者		受信者	
	年	月	日	機関	氏名	氏名
	年	月	日			
	年	月	日			

班名
測定担当者名
使用測定機器

試料名	地点番号	地点名	採取日時 年 月 日 :	測定項目				備考		
				I-131	Cs-134	Cs-137	Co-60		K-40	単位
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							

環境試料中放射性物質濃度測定結果

No.	発受信日時	発信者		受信者	
	年 月 日 :	機関	氏名	機関	氏名
	年 月 日 :				

班 名
測定担当者名
使用測定機器

試料名	地点番号	地点名	採取日時 年 月 日 :	測定項目					備考	
				I-131	Cs-134	Cs-137	Co-60	K-40		単位
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							
			年 月 日 :							

緊急時モニタリング結果総括表

(1/3)

No.	発受信日時	発信者		受信者	
		機関	氏名	機関	氏名
	年 月 日				
	:				
	年 月 日				
	:				
	年 月 日				
	:				
	年 月 日				
	:				
	年 月 日				
	:				

1 モニタリングポスト

単位: $\mu\text{Gy/h}$

測定局	方位・距離	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
固 定	高知県保健衛生総合庁舎											
	安芸広域公園里のゾーン											
	中央東土木事務所本山事務所											
	中央西福祉保健所											
	中村高等技術学校											
	国設梶原酸性雨											
	梶原町坪野田地区											
	西土佐中学校											

2 気象情報

測定局	方位 距離	測定項目	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
			:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
高知地方気象台 (地域気象観測所)	本 山 長岡郡本山町本山	風向										
		風速 (m/s)										
		雨量 (mm)										
		降雨の有無										
		備考										
	佐 川 高岡郡佐川町丙	風向										
		風速 (m/s)										
		雨量 (mm)										
		降雨の有無										
		備考										
	高 知 高知市比島町 高知地方気象台	風向										
		風速 (m/s)										
		雨量 (mm)										
		降雨の有無										
		備考										
	安 芸 安芸市伊尾木	風向										
		風速 (m/s)										
		雨量 (mm)										
		降雨の有無										
		備考										
	梶 原 高岡郡梶原町川西路	風向										
		風速 (m/s)										
		雨量 (mm)										
		降雨の有無										
備考												
中 村 四万十市入田字長善寺前	風向											
	風速 (m/s)											
	雨量 (mm)											
	降雨の有無											
	備考											
本 川 吾川郡いの町脇ノ山宇根藤	風向											
	風速 (m/s)											
	雨量 (mm)											
	降雨の有無											
	備考											

測定局	方位 距離	測定項目	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
			:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
高知地方気象台 (地域気象観測所)	江川崎 四万十市西土佐用井	風向											
		風速 (m/s)											
		雨量 (mm)											
		降雨の有無											
	km	備考											
		風向											
		風速 (m/s)											
		雨量 (mm)											
	km	降雨の有無											
		備考											
		風向											
		風速 (m/s)											
km	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
	備考												
	風向												
km	風速 (m/s)												
	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
	備考												
km	風向												
	風速 (m/s)												
	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
km	備考												
	風向												
	風速 (m/s)												
	雨量 (mm)												
km	降雨の有無												
	備考												
	風向												
	風速 (m/s)												
km	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
	備考												
	風向												
km	風速 (m/s)												
	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
	備考												
km	風向												
	風速 (m/s)												
	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
km	備考												
	風向												
	風速 (m/s)												
	雨量 (mm)												
km	降雨の有無												
	備考												
	風向												
	風速 (m/s)												
km	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
	備考												
	風向												
km	風速 (m/s)												
	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
	備考												
km	風向												
	風速 (m/s)												
	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
km	備考												
	風向												
	風速 (m/s)												
	雨量 (mm)												
km	降雨の有無												
	備考												
	風向												
	風速 (m/s)												
km	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
	備考												
	風向												
km	風速 (m/s)												
	雨量 (mm)												
	降雨の有無												
	備考												

10 各市町村避難所等候補施設数及び収容人数(暫定値)

各市町村避難所等候補施設数及び収容人数(暫定値)

平成28年8月現在

番号	市町村	避難所数	収容人数
1	高知市	164	139,871
2	室戸市	43	33,369
3	安芸市	45	11,087
4	南国市	51	19,588
5	土佐市	38	11,585
6	須崎市	20	6,024
7	宿毛市	55	14,234
8	土佐清水市	16	5,880
9	四万十市	54	9,881
10	香南市	49	5,980
11	香美市	63	5,305
12	東洋町	37	4,725
13	奈半利町	10	2,400
14	田野町	3	2,000
15	安田町	38	3,302
16	北川村	27	1,790
17	馬路村	12	1,300
18	芸西村	43	2,312
19	本山町	29	2,290
20	大豊町	82	4,985
21	土佐町	59	2,395
22	大川村	6	820
23	いの町	115	14,870
24	仁淀川町	10	1,838
25	中土佐町	44	4,588
26	佐川町	11	2,505
27	越知町	18	5,562
28	梶原町	3	947
29	日高村	12	1,736
30	津野町	20	4,180
31	四万十町	49	2,790
32	大月町	21	5,022
33	三原村	18	1,183
34	黒潮町	126	24,949
	合計	1,391	361,293

※南海トラフ地震対策課の調査(「避難所収容数等の確認について」平成27年6月)を基に、危機管理・防災課が実施した「原子力災害発生時における避難所の調査」(平成28年4月)の結果に基づく。

[集計基準]

- ①同一敷地内(同一住所)に存在する施設は、1施設として計上した。(例:学校の校舎と体育館)
- ②グラウンドや広場、駐車場といった滞在可能な建物のない施設は対象から除外した。
- ③収容人数が既に一定判明している施設を対象とした。
- ④施設の耐震性や津波による浸水の有無、地域防災計画への記載の有無は考慮しないものとした。

11 四万十市・梶原町・管轄消防機関及び民間バス事業者の
車両保有台数

四万十市・梶原町・管轄消防機関及び民間バス事業者の車両保有台数

(平成28年7月 危機管理・防災課調べ)

		バス		マイクロバス(※1)		ワンボックス等		合計	
		台数	搬送可能人員	台数	搬送可能人員	台数	搬送可能人員	台数	搬送可能人員
四万十市	四万十市	0台	0人	20台(2)	466人(4)	4台(0)	37人(0)	24台(2)	503人(4)
	幡多中央消防組合消防本部	0台	0人	0台	0人	7台	33人	7台	33人
	計	0台	0人	20台(2)	466人(4)	11台(0)	70人(0)	31台(2)	536人(4)
梶原町	梶原町	1台(高校貸与)	42人(高校貸与)	0台(0)	0人(0)	3台(0)	27人(0)	4台(0)	69人(0)
	高幡消防組合消防本部(※2)	0台	0人	0台	0人	2台	14人	2台	14人
	計	1台	42人	0台(0)	0人(0)	5台(0)	41人(0)	6台(0)	83人(0)
合計		1台	42人	20台(2)	466人(4)	16台(0)	111人(0)	37台(2)	619人(4)

(注) バス : 乗車定員30人以上
 マイクロバス : 乗車定員11人~30人
 ワンボックス等 : 乗車定員10人以下
 搬送可能人員 : 乗車定員-1名(運転手)
 台数欄のうち、()書きは、福祉車両(車椅子の昇降装置を備えた車両)
 搬送可能人員欄のうち、()書きは、車イス、ストレッチャーの搬送可能人員

(※1) マイクロバスは幼児専用バスを含む
 (※2) 梶原町を管轄区域とする高幡消防組合津野山分署・葉山出張所の合計を記載(2台の内訳: エスティマ、エルグラウンド)
 但し、災害により消防対応が必要な場合は搬送できないこともありうる。

(平成28年7月 危機管理・防災課調べ)

	乗合 (路線バス)	貸切(※)								合計
		大型		中型		小型		小計		
		台数	搬送可能人員	台数	搬送可能人員	台数	搬送可能人員	台数	搬送可能人員	台数
高知県全域	362台	106台	5,300人	44台	1,276人	43台	1,247人	193台	7,823人	555台
高幡地区	35台	16台	800人	9台	261人	9台	261人	34台	1,322人	69台
幡多地区	43台	10台	500人	5台	145人	3台	87人	18台	732人	61台

(※) 搬送人員については、大型:50人、中・小型:29人と仮定して算定

12 ヘリコプター離着陸場適地一覧（四万十市西土佐地区・梶原町）

ヘリコプター離着陸場適地一覧

高知県の「ヘリコプター離着陸場適地台帳及び一覧」(平成28年3月)より四万十市(旧西土佐村)管内及び梶原町管内を抽出

これらは、高知県危機管理・防災課、高知県消防防災航空隊、高知県警航空隊、高知県ドクターヘリ、自衛隊等防災関係機関が所有する離着陸場リストを基に、市町村へヒアリング調査等を行い、孤立が想定される集落等へアクセス可能な離着陸場適地の候補地を加えて選定している。

NO	名称	所在地	地積(m)		区分	種別	標高 (ft)	接地面	適地指定機関				離着陸実績				所有者情報		最寄りの防災拠点までの距離		浸水
			長さ	幅					消防	警察	自衛隊	ドクヘリ	消防	警察	自衛隊	ドクヘリ	所有者(管理者)	電話番号	防災拠点名	距離(km)	
四万十市-31	西土佐口屋内河原	四万十市西土佐口屋内	284	73	A		33	砂利									幡多土木事務所	0880-34-5222	口屋内出張診療所	1.0	—
四万十市-32	中村高校西土佐分校野球部グラウンド	四万十市西土佐橋	82	67	B		115	芝					○				中村高校西土佐分校	0880-52-1186	津野川小学校	2.0	—
四万十市-33	西土佐長生河原	四万十市西土佐長生	247	38	B		125	砂利									幡多土木事務所	0880-34-5222	四万十消防西土佐支所	3.0	—
四万十市-34	西土佐用井グラウンド	四万十市西土佐用井111-17	188	99	A		190	砂質土		○			○				四万十市教育委員会	0880-52-1110	西土佐中学校	0.0	—
四万十市-35	西土佐小学校	四万十市西土佐用井1110-18	81	38	B		227	砂質土					○				西土佐小学校	0880-52-1069	西土佐診療所	0.2	—
四万十市-36	西土佐ふれあいホール駐車場	四万十市西土佐用井1101-5	35	28	B		266	アスファルト					○				四万十市教育委員会	0880-52-1110	西土佐診療所	0.4	—
四万十市-37	西土佐中学校(駐車場)	四万十市西土佐用井1111-1	68	17	B		230	アスファルト							○		西土佐中学校	0880-52-1288	西土佐中学校	0.0	—
四万十市-38	四万十ひろばテニスコート	四万十市西土佐用井174	39	37	B		98	コンクリート					○				(株)西土佐四万十観光社	0880-52-2121	西土佐中学校	0.5	—
四万十市-39	四万十ひろば	四万十市西土佐用井174	38	21	B		118	芝									(株)西土佐四万十観光社	0880-52-2121	西土佐中学校	0.5	—
四万十市-40	西土佐用井河原	四万十市西土佐用井	188	36	B		85	砂利									幡多土木事務所	0880-34-5222	西土佐中学校	0.7	—
四万十市-41	西土佐宮地河原	四万十市西土佐宮地	174	65	A		72	砂利									幡多土木事務所	0880-34-5222	四万十消防西土佐支所	0.6	—
四万十市-42	本村小学校	四万十市西土佐江川619	45	27	B		187	砂質土							○		四万十市教育委員会	0880-52-1110	本村集会所	0.6	—
四万十市-43	中村高等学校西土佐分校	四万十市西土佐津野川223-2	67	46	B		154	砂質土						○			中村高校西土佐分校	0880-52-1186	津野川小学校	0.1	—
四万十市-44	旧西ヶ方小学校	四万十市西土佐西ヶ方544-1	47	34	B		187	砂質土						○			四万十市役所西土佐総合支所地域企画課	0880-52-1111	旧西ヶ方小学校	0.0	—
四万十市-45	須崎小学校	四万十市西土佐須崎810-3	47	33	B		309	砂質土						○			四万十市教育委員会	0880-52-1110	須崎小学校	0.0	—
四万十市-46	大宮ヘリポート【おおみや】	四万十市西土佐大宮ミヤダバ522	81	58	B	HP	433	アスファルト・舗装	○			○	○				四万十市役所地震防災課	0880-34-1111	大宮小学校	0.0	—
四万十市-47	旧奥屋内小学校	四万十市西土佐奥屋内955-1	60	42	B		506	草地							○		四万十市役所西土佐総合支所地域企画課	0880-52-1111	旧奥屋内小学校	0.0	—
梶原町-1	影野地	高岡郡梶原町影野地250	42	20	B		1126	粘土									個人(梶原町役場)	(0889-65-1111)	鷹取の家	2.4	—
梶原町-2	松原【まつばら】	高岡郡梶原町松原225	20	20	B	HP	877	アスファルト	○								梶原町役場	0889-65-1111	松原ヘリポート	0.0	—
梶原町-3	越知面小学校	高岡郡梶原町田野々1285	50	39	B		1602	砂質土						○			梶原町教育委員会	0889-65-1350	旧越知面小学校・地域交流センター	0.0	—
梶原町-4	梶原高校	高岡郡梶原町梶原1262	85	43	B		1408	砂質土						○			梶原高校	0889-65-0181	梶原中学校	0.0	—
梶原町-5	梶原小学校	高岡郡梶原町梶原1212-2	42	36	B		1336	砂質土									梶原小学校	0889-65-0101	梶原高等学校	0.9	—
梶原町-6	梶原ヘリポート【ゆすばら】	高岡郡梶原町飯母2890-1	41	33	B	HP	1435	アスファルト	○	○	○	○	○	○			梶原町役場	0889-65-1111	梶原ヘリポート	0.0	—
梶原町-7	梶原中学校	高岡郡梶原町川西路2370	106	84	B		1280	砂質土									梶原中学校	0889-65-0101	梶原中学校	0.0	—
梶原町-8	大越グラウンド	高岡郡梶原町広野637	116	107	A		1687	人工芝・砂質土	○			○	○				梶原町教育委員会	0889-65-1350	大越グラウンド	0.0	—
梶原町-9	四万川【しまがわ】	高岡郡梶原町坂本川4-2	26	20	B	HP	1664	アスファルト	○								梶原町役場	0889-65-1111	四万川ヘリポート	0.0	—

備考 区分 地積によりランク付け A:100m×100m以上 B:100m×100m未満、20m×20m以上
種別 HP:ヘリポート(ヘリコプターの離着陸用に整備された専用施設:マークと舗装)

13 スクリーニングの実施手順

スクリーニングの実施手順

1 スクリーニングチームの服装等

(1) 検査担当並びに除染担当

使い捨てのマスク及びキャップ、タイベック防護服、綿手袋、ゴム手袋(ラテックス手袋)を二重装備(こまめに1枚目を交換)、長靴(もしくは靴にシューズカバーをかける。)を着用し、胸ポケット(女性は腹部)にポケット個人線量計を着装する。

- ① 線量計はタイベック内に収納し、外部へは出ないようにする。
- ② 担当が明確となるようにタイベックにマジックで名前を明記する。
- ③ 素手で被災者に触れない。

(2) 注意事項

スクリーニングにて除染必要者を行った場合は、自身のスクリーニングを行い、服装を替える。

2 検査手順

- ①検査は、 β 線表面汚染を測定できるGMサーベイメータを使用する。
- ②サーベイメータのGMプローブ(検出部)をラップフィルム等で覆い保護する。
- ③サーベイメータの電源を入れ、バックグラウンド計数値を確認し、スクリーニング測定記録票(以下「記録票」という。)に記入する。
- ④被験者の不安感を防ぐため、スピーカースイッチをオフにする。
- ⑤サーベイメータの時定数を10秒に設定し、レンジを測定できるレベルに合わせる。
- ⑥サーベイメータを使用し、室内、室外の空間線量を測定し記録する。
- ⑦被験者を測定する前に、1mの高さで床からのバックグラウンドを測定し記録する。
- ⑧最初に傷口の汚染検査、次に、口、鼻、耳等の開口部の汚染検査を行い、この後、全身の汚染検査をする。
- ⑨体表面汚染の測定は、プローブを約1cm離して、ゆっくりした速さで(3~6cm/s)走査し、頭髮、顔(口角、鼻の入口)、両腕、手のひら、手の甲、衣服、その他の順に行う。履き物も検査する。
※肘、袖口、お尻、膝、ズボン裾などは、特に汚染されている可能性が高いので要注意。
- ⑩汚染が認められた場合は、検出器を20秒以上保持してから記録票に汚染部位と計数(カウント数:cpm)を記入する。
- ⑪衣服及び身体表面にスクリーニングレベル以上(β 線:40,000cpm)の放射性物質が検出された場合は、汚染部位を○(赤丸)で示し、除染を行うよう処置を記入する。
なお、鼻腔及び口角の測定値がスクリーニングレベルを超えている場合には、体内汚染の判断に必要な鼻腔スメアを綿棒等で採取する。
- ⑫除染等措置後の再検査も、身体表面や衣服の表面からからプローブを約1cm離して、ゆっくりした速さで走査し、その測定値を記入し除染効果を確認する。

一度除染しても放射性物質が除去されなかった場合は、再度（2回まで）除染を繰り返す。

⑬測定後は測定者同士の汚染スクリーニングを行い、汚染がないことを確認する。

3 身体除染

(1) 除染の心得

被災者の身体表面に汚染が確認された場合の措置としては、放射性物質をできるだけ早く除去(除染)し、汚染が他の部位に拡がらないようにするとともに体内に入らないよう留意することが大切である。特に、汚染部位に創傷がある時は、優先的に速やかに除染する必要がある。また、除染に伴って発生した廃棄物はビニール袋に入れ場所を決めて保管し、処分する。

(2) 除染に必要な資機材（1チーム当たり）

<医師1名>

資機材名	数 量
ポケット線量計	1個

<検査担当2名>

資機材名	数 量
GMサーベイメータ	2台
サーベイメータ	1台
時 計	1個
ポケット線量計	2個
測定記録表	2枚
記録票	被災者分

<除染担当3名>

資 機 材 名	数 量 等
ビニールシート(脱衣所の床に貼る)	大型ビニールシート×2枚
ろ紙シート(除染場所の床に貼る)	フラットタイプ2巻
ポリバケツ	5個
大小ビニール袋	被災者分
滅菌生理食塩水	5L
噴射瓶(ポリ容器)	3個
膿盆(同等品可)	3枚
綿棒、スポンジ、爪ブラシ、紙タオル	適量

中性洗剤（家庭用）	3個
除染クリーム（オレンジオイル）	2個
拭き取り用ガーゼ	適量
ウェットティッシュ	適量
フィルムシート	1巻き
ポケット線量計	3個

（3）除染担当要員の心得

除染担当は被災者を取り扱う要員、介助者、記録要員で構成する。

除染中は、随時GMサーベイメータで要員自身の衣服等の汚染を検査し、防服が汚染していた場合は交換する。

（4）除染の手順

ア 衣服の汚染の有無を確認し、衣服が汚染していたら脱がせる。脱衣した衣服は、ビニール袋に入れ氏名・日時を明記したラベルを貼り、保管する。靴下等の着替えやバスタオル等を予め用意しておく。

イ 手の汚染の有無を確認し、汚染があれば除染する。

除染する場合は、被災者の皮膚等を傷つけないように注意する。

ウ 頭髪→頭部→顔面→皮膚の順に行う。

エ 除染後にサーベイメータで検査し、除染の結果を記録する。

オ 一度除染しても除去されなかった場合は、2回まで除染を繰り返す。

カ 除染後、健康状況に確認や汚染の推定のため問診を行う。

キ 問診終了者に対して、医師が汚染検査、除染、線量の推定の結果や今後の措置を説明する。

ク 部位別の具体的除染方法

（ア）創傷、熱傷

創傷部位に汚染が確認された被災者を最優先に除染する。まず創傷部位の衣服を脱がせ、汚染の拡大を防ぐため滅菌ガーゼを当てる。脱衣が困難なときは被災者の了解を得て、衣服を切り取る。そして医師又は医師の指導の下に保健師等が創傷箇所の除染を行い、併せて応急処置も行う。創傷部位は滅菌生理食塩水を用いて洗い

流す。使い捨ての注射器を使用すると便利である。

熱傷は、冷水に浸したガーゼを重ねて患部に繰り返し当てることによって除染効果が出る。いずれの手当も医師の指示が必要である。

(イ) 頭髪、頭部

頭髪は湿った布等で毛先に向かって拭き取る。

(髪は切ってもよいが、剃ってはいけない。)

頭部皮膚は湿ったガーゼやウェットティッシュ等で拭き取る。

(ウ) 顔面

①目は生理食塩水を用いて、除染側を下にして受水器を当てながら洗い流す。

②鼻は本人に鼻をかませてから、湿った綿棒で軽く拭き取る。

③口は口角を綿棒で拭き取り、洗ってから、うがいをする。

④耳は表面をよく拭き取ってから、湿った綿棒で耳の穴を拭き取る。

⑤目、鼻、口、耳に汚染水が入らないように細心の注意を払う。

(エ) 皮膚

皮膚は、中性洗剤をつけた布で汚染部位の中心に向かって拭き取る。落ちないときはスポンジ等を使って数度拭き取る。

柔らかい皮膚は、中性洗剤をつけたガーゼで傷をつけないように軽く拭き取る。

皮膚汚染は、多くの場合家庭用の中性洗剤で落ちるが、頑固な汚染には除染クリーム(オレンジオイル)を使用する。中性洗剤は原液で使用するが、皮膚かぶれを起こす人に対しては、2～数倍に希釈して用いる。

除染が十分にできなかった場合は、その部位にフィルムシートを貼り放射性物質の拡散を防止する。後日、角質層がはがれ落ちることに伴って除染される。

4 スクリーニング測定記録票の例

スクリーニング測定記録票

氏 名				
男 女	明大昭平 年 月 日生			
現住所				
検査日時 場所 測定者		年 月 日 (サイン)		
サーベイメータの形式				
サーベイメータの管理番号		身体汚染スクリーニング測定結果 (着用中の衣服を含む) 必要なら図中にも記入		
負 傷	<input type="checkbox"/> 要 救急処置 <input type="checkbox"/> 要 介 護 <input type="checkbox"/> 無	スクリーニング計数率		
		部 位	以 上 (cpm)	以 下
病 気 そ の 他 (妊 婦)	<input type="checkbox"/> 要 救急処置 <input type="checkbox"/> 要 介 護 <input type="checkbox"/> 処置を要しない	A(頭 部)		
		B(顔(特に鼻腔))		
安定ヨウ素剤の服用 有(月 日 時) 無 mg		C(両 肩)		
		D(両手の掌)		
除染処置 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不 要		E(両手の甲)		
		F(腹及びズボンの ポケット)		
外部被ばく推定線量当量 全 身 mSv 観 察 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不 要		G(その他)		
		(注)	<input type="checkbox"/> バックグラウンドを含む <input type="checkbox"/> 正味計数率	
スクリーニングレベル	40Bq/cm ² (cpm β γ)		
換算の計数	Bq/cm ² /cpm			
バックグラウンド計数率	cpm			

5 問診

- ①問診は避難住民の健康状態の確認や汚染の推定、被ばく線量の把握のため、説明は主に避難住民の不安の低減・解消のために実施する。
- ②問診は、身体汚染検査後、スクリーニング班の医師、看護師又は保健師が、又は、一次除染及び、二次スクリーニング後、診断除染班の医師、看護師又は保健師が実施する。
- ③問診者は白衣を着て、手は使い捨てのポリエチレンの手袋を着用し、また、白衣のポケットに個人線量計などを装着する。

(1) 問診

- ・避難住民に対しては、優しい表現で、必要なことのみを要領よく聞き取り、必要事項をスクリーニング測定記録表に記入する。
- ・問診の目的を避難住民によく理解してもらう態度で臨む。
- ・問診の前後の流れをよく理解し、適切な対応を行う。
- ・通常の間診は、一次スクリーニングにおいて汚染が確認されなかった避難住民に対し、スクリーニング班が実施する。
- ・一次スクリーニングにおいて汚染があると判断された者に対しての間診は、スクリーニング班における問診を経ず、診断除染班が実施する。
- ・診断除染班が実施する問診は、その後の被ばく、汚染の有無や、必要な処置を判定する上で重要な資料となることに留意する。

【問診の内容】

- ① 事故発生後から、この緊急被ばく医療を受けるまで
 - ア どこにいたか。(どの地域に、屋内か屋外か、建物の種類はコンクリートか木造か)
 - イ どのくらいの時間いたか。
 - ウ どのような服装でいたか。
 - エ 飲食の有無(居場所が時間的に変わっていった場合、それぞれについて①、②、③を確かめ、天候によっては、
 - オ 雨や水に濡れたか否か、についてチェックして記入する。
- ★以下は聞かれたくない方もいるため、待ち時間等に自己記入できるとよい。
- ② 妊娠の有無及び妊娠何週目か。
 - ③ 放射線治療(アイソトープ治療・検査を含む)等を受けているかどうか。
 - ④ 安定ヨウ素剤を飲んだかどうか。飲んでいたらその日時。
 - ⑤ 甲状腺の病気があるかどうか。
 - ⑥ ヨウ素剤アレルギーの有無について。

(2) 説明

問診後、医師等が汚染検査、除染、被ばく線量の推定の結果、今後の措置について説明する。

ア 特に異常が認められなかった者に対する対応

- ①身体汚染検査、除染、被ばく線量の推定の結果から、現時点では放射線被ばくに関し、精密な検査や治療等の必要がないことが判明した旨を説明する。
- ②健康状態に異常がある者は、救護班に送り応急措置を行う。
- ③健康状態に異常のない者は、避難所等で待機させる。

イ 緊急被ばく医療機関で精密な検査などが必要な避難住民に対する対応

- ・避難住民に、今後緊急被ばく医療機関に搬送の上、検査等必要な処置を受けること、またその理由について説明する。

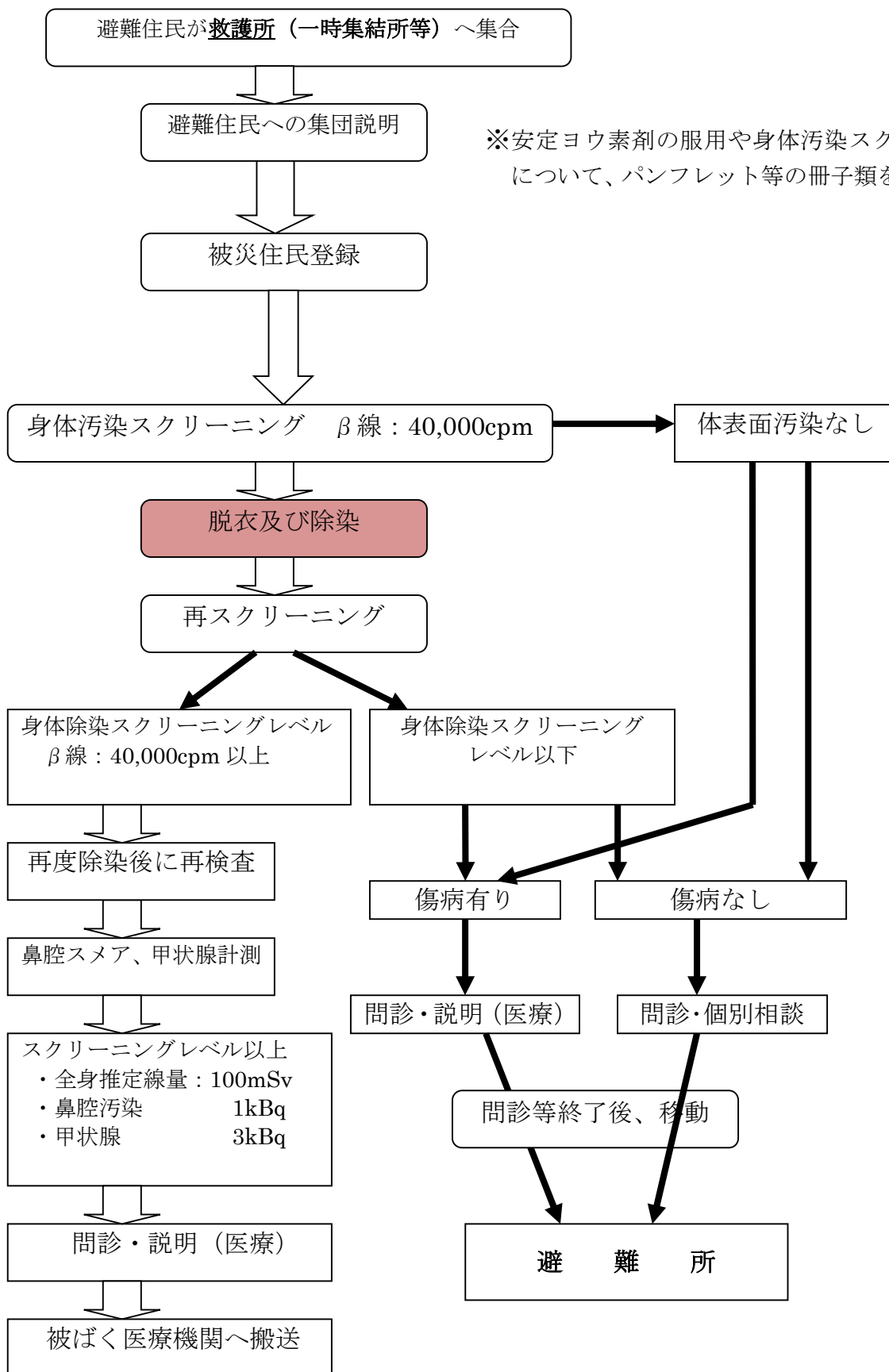
(主な理由)

- ①除染の効果が不十分であり、放射性物質により汚染が残っているため。
- ②臨床症状の現れる可能性のある放射線を受けている可能性があるため。
- ③内部被ばくのおそれがあるため。
- ④説明にあたっては、避難住民の不安を低減・解消することに留意する。

必要物品

- ・地図（原発からの1 kmごとの距離を明記したもの）
- ・大字、小字名の一覧表（五十音順）

6 スクリーニング等の手順



※安定ヨウ素剤の服用や身体汚染スクリーニング等
について、パンフレット等の冊子類を配布して説明

14 飲食物等に係る出荷制限の要請団体一覧表

要請先（食品等の関係業界団体等）

要 請 先	連絡先	担当課
(一社) 高知県食品衛生協会	088-823-3505	食品・衛生課
東部食品衛生協会	0887-34-1730	
中央東食品衛生協会	0887-53-2935	
高知市食品衛生協会	088-825-2933	
中央西食品衛生協会	0889-22-1900	
高幡食品衛生協会	0889-43-0722	
幡多食品衛生協会	0880-35-2101	

沿海出資漁業協同組合

高知市公設水産地方卸売市場	088-883-1171	水産流通課
窪川中央魚市株式会社	0880-22-3535	
高知県漁業協同組合	088-854-3600	漁業振興課
野根漁業協同組合	0887-28-1231	
吉良川町漁業協同組合	0887-25-3575	
羽根町漁業協同組合	0887-26-1211	
奈半利町漁業協同組合	0887-38-4402	
安芸漁業協同組合	0887-34-1123	
浜改田漁業協同組合	088-865-8551	
十市漁業協同組合	088-865-8414	
春野町漁業協同組合	088-894-2882	
大谷漁業協同組合	0889-47-0211	
野見漁業協同組合	0889-47-0221	
須崎釣漁業協同組合	0889-42-0317	
錦浦漁業協同組合	0889-42-4020	
須崎町漁業協同組合	0889-42-0432	
久礼漁業協同組合	0889-52-2111	
下田漁業協同組合	0880-33-0020	
窪津漁業協同組合	0880-82-7111	
橘浦漁業協同組合	0880-77-1111	
藻津漁業協同組合	0880-65-7368	
すくも湾漁業協同組合	0880-62-3177	

内水面漁業協同組合

野根川漁業協同組合	0887-28-1890	漁業振興課
吉良川淡水漁業協同組合	0887-25-3526	
羽根川淡水漁業協同組合	0887-26-1515	
奈半利川淡水漁業協同組合	0887-38-5887	
魚梁瀬淡水漁業協同組合	0887-43-2211	
安田川漁業協同組合	0887-38-6272	
芸陽漁業協同組合	0887-34-1017	
赤野川漁業協同組合	0887-34-1884	
物部川漁業協同組合	0887-53-3224	
嶺北漁業協同組合	0887-76-2174	
いの町本川漁業協同組合	088-869-2777	
鏡川漁業協同組合	088-873-9766	
仁淀川漁業協同組合	088-893-2300	
新荘川漁業協同組合	0889-42-7886	
四万十川上流淡水漁業協同組合	0880-22-1673	
四万十川東部漁業協同組合	0880-28-5232	
四万十川西部漁業協同組合	0880-52-1148	
四万十川下流漁業協同組合	0880-33-0253	
四万十川中央漁業協同組合	0880-34-2446	
松田川漁業協同組合	0880-64-0088	

業種別出資漁業協同組合

高知県定置漁業協同組合	088-823-1365	漁業振興課
高知県淡水養殖漁業協同組合	088-863-5167	
高知かつお漁業協同組合	088-875-6121	

水産加工業生産組合

土佐清水鯉節水産加工生産組合	0880-82-1251	漁業振興課
----------------	--------------	-------

漁業協同組合連合会

高知県内水面漁業協同組合連合会	0887-55-2220	漁業振興課
四万十川漁業協同組合連合会	0880-35-4813	
高知県漁業協同組合連合会	088-823-1361	

農業協同組合連合会等

高知県農業協同組合中央会	088-802-8030	協同組合指導課
全国農業協同組合連合会 高知県本部	088-884-8101	
高知県園芸農業協同組合連合会	088-837-6300	

農業協同組合

土佐あき農業協同組合	0887-34-1515	協同組合指導課
馬路村農業協同組合	0887-44-2021	
土佐香美農業協同組合	0887-56-0121	
土佐れいほく農業協同組合	0887-82-2800	
南国市農業協同組合	088-863-2411	
長岡農業協同組合	088-864-2148	
十市農業協同組合	088-865-8403	
高知市農業協同組合	088-883-6800	
高知春野農業協同組合	088-894-3033	
土佐市農業協同組合	088-854-0321	
コスモス農業協同組合	0889-22-7800	
土佐くろしお農業協同組合	0889-42-8001	
四万十農業協同組合	0880-22-0003	
津野山農業協同組合	0889-65-0111	
高知はた農業協同組合	0880-34-5555	

専門農業協同組合

高知県養蜂農業協同組合	0889-22-7103	協同組合指導課
高知市酪農農業協同組合	088-875-1973	
土佐町酪農農業協同組合	0887-70-1511	
高知県食鶏農業協同組合	088-866-2898	
高陵青果農業協同組合	088-852-1178	

中央卸売市場（青果物）

高知市中央卸売市場	088-883-1171	高知市
-----------	--------------	-----

総合 卸売市場

幡多公設[地](四万十市)	0880-34-3270	地域農業推進課
---------------	--------------	---------

青果物 卸売市場

(株)高知県中央青果市場	088-840-1133	地域農業推進課
南国青果(協)	088-863-2560	
土佐中央青果卸売(株)	088-852-1225	
須崎中央青果(株)	0889-42-0746	
(株)宿毛中央青果市場	0880-63-2713	
(有)芸西青果市場	0887-33-2703	
(株)赤岡青果市場	0887-55-2175	
(有)窪川中央青果卸売市場	0880-22-0577	

小規模卸売市場（青果物）

三和青果市場	088-865-8278	地域農業推進課
高知県西部卸売市場 (株)須崎青果)	0889-42-0665	
(有)土佐清水丸仲青果市場	0880-82-2550	
(株)赤岡青果市場支店野市市場 (株)赤岡青果市場)	0887-56-0430	
駅前青果市場	0887-53-2013	
西町青果市場	0887-53-2373	
中芸青果市場	0887-38-4808	
伊野町川内青果市場(協)	088-893-4350	

小規模卸売市場（食肉）

高知県中央食肉公社	088-883-3831	畜産振興課
-----------	--------------	-------

15 撮取制限等に係る各種要請文

平成〇年×月△日

関係団体 各位

高知県災害対策本部

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限
及び摂取制限等の指示に伴う要請について

本県産品の野菜、きのこ、水産物及び畜産物から原子力災害対策指針に定める基準値を超える放射性物質が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づき、当分の間、出荷及び摂取等を差し控えるよう国から指示がありました。

つきましては、下記の対象品目について、当分の間、出荷及び摂取等を差し控えるようお願いいたします。

(平成〇年×月△日現在)

要請内容	区分	品目	産出(採捕)地
出荷制限 及び 摂取制限	野菜	非結球性葉菜類	〇〇市、××町・・・
		結球性葉菜類	
	果実	ウメ	
	穀類	平成〇年産の米	
	山菜	たけのこ	
	きのこ	原木しいたけ	
	水産物	イワナ	〇〇湖、××川・・・
	野生鳥獣	イノシシの肉	
	畜産物	牛	

<お問い合わせ先>

高知県〇〇部 ××課 △△班

電話：

FAX：

E-mail：

平成○年×月△日

報道機関 各位

高知県災害対策本部

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限
及び摂取制限等の指示に関する報道要請について

本県産品の野菜、きのこ、水産物及び畜産物から原子力災害対策指針に定める基準値を超える放射性物質が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づき、当分の間、出荷及び摂取等を差し控えるよう国から指示がありました。

つきましては、下記の対象品目について、当分の間、出荷及び摂取等を差し控える旨の緊急報道をお願いいたします。

(平成○年×月△日現在)

要請内容	区分	品目	産出（採捕）地
出荷制限 及び 摂取制限	野菜	非結球性葉菜類	○○市、××町・・・
		結球性葉菜類	
	果実	ウメ	
	穀類	平成○年産の米	
	山菜	たけのこ	
	きのこ	原木しいたけ	
	水産物	イワナ	○○湖、××川・・・
	野生鳥獣	イノシシの肉	
畜産物	牛		

<お問い合わせ先>

高知県○○部 ××課 △△班

電話：

FAX：

E-mail：